

報告事項について

< 1 . 化学物質対策 >

- (1) 環境中の重金属対策に関する国際的な動きについて----- 1
- (2) 化学物質環境実態調査の進捗状況について----- 16
- (3) 平成 19 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム----- 24
- (4) 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況等について---- 27
- (5) 小児環境保健に関する取組みについて----- 31

< 2 . 水俣病対策 >

- (6) 水俣病対策をめぐる現状について----- 36

< 3 . 公害健康被害対策 >

- (7) 東京大気汚染訴訟の和解について----- 43

< 4 . 石綿健康被害救済対策 >

- (8) 石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況について----- 50
- (9) 石綿による健康被害に関する各種調査について----- 52

1 . 化学物質対策

環境中の重金属対策に関する国際的な動きについて (国連環境計画 (UNEP) 重金属プログラム)

国連環境計画 (UNEP) では、2001 年より、地球規模での水銀汚染に関連する活動 (UNEP 水銀プログラム) を開始し、2005 年からは、鉛及びカドミウムも対象に加えている (UNEP 重金属プログラム)。(参考 1 参照)

2007 年 2 月、ナイロビで開催された第 24 回 UNEP 管理理事会では、水銀の世界的な需給と貿易に関する報告書、鉛及びカドミウムによる地球規模での汚染に関する報告書等が提出され、これらを踏まえて議論が行われた。議論の結果、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループの設置等の決議が採択された。(参考 2 参照)

この決議を受け、水銀パートナーシッププログラム(参考 3 参照)推進のための枠組みづくり、作業グループ会合の開催に向けた準備作業が始まった。

1 . 作業グループ会合

(1) 作業グループ会合の概要

作業グループでは、以下の事項について議論される。

事務局長が提出する報告その他の関連情報の検討

大気への水銀排出の低減、水銀含有廃棄物の管理、製品及び製造プロセスにおける水銀使用の削減などの個々の優先分野について、以下の項目の検証

- i) 現存の対策手段及び戦略の範囲
- ii) ボランタリーなアプローチと法的拘束力のあるアプローチの実現可能性及び有効性
- iii) 実施のための選択肢
- iv) 対策手段及び戦略の費用及び便益

それぞれの対策手段及び戦略について、以下の考慮すべき点についての検証。

- i) 先進国、開発途上国及び移行経済国のそれぞれの対処能力
- ii) 対処能力向上、技術支援及び技術移転の必要性、並びに適切な財源。

第 1 回会合の結果は、2008 年 2 月の UNEP 管理理事会特別会合に報告される。その後、第 2 回会合において上記に関する結論を得て、2009 年 2 月の第 25 回 UNEP 管理理事会に報告される。

(2) 第1回作業グループ会合の主要議題

第1回作業グループでは、以下の事項について主に議論される。

議長選出、会議規則、コンタクトグループ等の諸手続き

議長、副議長及びラポラトゥールを含め、5地域の代表がビューローとなる予定。

自主的な取組み及び新規または既存の国際的な法的拘束力のある文書 (instruments) のレビューと評価

各国政府及びNGO等から、各国における水銀の使用状況やマテリアルフロー、規制の状況等に関してさまざまな情報が事前に提供されている。また、「水銀排出によるリスクを削減する地球規模の課題に対処するため取りうる選択肢に関する分析」(以下、「分析報告書」という。主な論点は次のページに示すとともに、参考4にサマリー仮訳を添付する。)として、UNEP化学物質プログラムから委託を受けた国際環境法センターが、自主的な取組み及び既存・新規の条約等国际約束と水銀管理との関係のオプションを整理している。

今次会合においては、これらの文書をもとに、各国が条約等も視野に置いた今後の水銀管理のあり方についての検討を正式に開始することとなる。なお、今後の議論は、整理されたオプションに限定されるものではなく、他のオプションも検討可能とされている。

UNEP水銀プログラムの報告

UNEP事務局長は、UNEP水銀プログラムの実施状況について報告を作成することとされており、今次作業グループ会合においても、現時点での実施状況に関する報告がなされる予定である。

【具体的な報告内容】

バーゼル条約における水銀廃棄物に関する技術ガイドライン案
意識向上のための施策案
水銀の環境運命、移流、使用及び排出インベントリの作成

【分析報告書の主な論点】

1. 自主的な取組み及び新規または既存の国際的な法的拘束力のある文書の、それぞれの実現可能性と有効性に関する一般情報及び考慮すべき事項

分析報告書は、自主的な取組みと法的拘束力のある文書の違いに関する一般的事項として、合意のしやすさ、施行・遵守の堅実さ、援助の得られやすさ等を挙げている。

また、そのアプローチの採択に関する判定基準として、実施可能性(必要性、コスト、技術の有無、法的観点からのフィージビリティ)、有効性(適用範囲、各国の義務の明瞭さ、達成可能性、各国の参加、透明性等)を挙げている。

2. 自主的な取組みの強化及び新規・既存の国際法的制度の実施のために取りうる選択肢

(1) 自主的な取組みの強化

以下の内容が例示されている。

- ハイレベル水銀宣言と実施のための計画策定
- 各国における水銀に関する行動規範
- パートナーシップを含む技術移転や支援を通じての国際活動
- 地球環境ラベル及び証書の発行

(2) 国際的な法的文書の既存の条項のもとで取りうる選択肢

既存の法的文書の条項を用いて実施できる、あるいはその法的文書のもとで対象の追加に関する条項を用いることによって実施できる選択肢が例示されている。他方、いずれの選択肢も、UNEP 管理理事会が示した、水銀に関する7つの地球規模の優先事項の全てを包括的に網羅しておらず、この意味で、むしろ、地球規模の水銀対策全体の個々の構成要因とすることが可能なもの、という認識が述べられている。

以下の内容が例示されている。

- バーゼル条約に基づく水銀廃棄物の取り扱い
- ロッテルダム条約に基づく水銀の国際貿易
- ストックホルム POPs 条約に基づくメチル水銀
- オーフス条約のキエフ PRTR 議定書に基づく「知る権利」
- 国連気候変動枠組条約との潜在的な相乗作用

(3) 既存の国際法制度を修正するために取りうる選択肢

既存の国際的な法的文書の修正に関する選択肢として、以下が例示されている。

- ストックホルム条約の適用範囲の拡大
- 欧州長距離越境大気汚染条約(LRTAP)とその重金属類に関する議定書の地球規模での参加：ただし、これまでに事例なし。

(4) 新たな国際法制度のために取りうる選択肢

既存条約の新規の議定書の制定及び自立した(self-standing)条約に関する選択肢として、以下が例示されている。

- ストックホルム条約の水銀議定書
- 新規の「水銀条約」

2. パートナーシップ会合

現在進行中のパートナーシッププログラムは、以下の5分野において実施されている。

- 塩素アルカリ分野における水銀削減
- 製品中の水銀削減
- 人力・小規模金採掘における水銀管理
- 石炭燃焼における水銀管理
- 水銀の大気中移動・運命研究

それぞれのプログラムごとに、電話会議及び実際の会議が開催され、研究の進展状況等の報告、報告書の作成方針、技術支援のための具体的方策等が検討されてきている。

我が国が参加しているプログラムのひとつである 水銀の大気中移動・運命研究パートナーシップについては、2007年10月11-12日にワシントンで会合が開催される予定である。

また、全プログラムを総合的に俯瞰するため、2008年1月下旬にパートナーシップ会合がジュネーブで開催される予定である。

3. 鉛及びカドミウムについて

UNEP が第24回管理理事会に提出した鉛及びカドミウムに関する報告書についても、以下に掲げるようなデータの不足している事項に関する追加情報を提出することが求められている。

- 特に途上国における曝露評価、使用・排出インベントリ
- 南半球におけるモデル計算
- 人為発生源及び自然発生源の寄与
- 様々な媒体における濃度
- 事故的な流出に関するデータ
- 大型移動性海棲哺乳類における濃度
- 特に途上国において廃棄されている量
- 飲料水汚染の状況
- 製品中の世界的なフロー
- 鉛にあつては、健康影響の量・反応関係
- カドミウムにあつては、廃棄物中のカドミウムへの寄与因子、曝露及び有害性に関するいくつかの側面

我が国の情報については、環境中濃度レベル等既存の情報に関して取りまとめ中であり、作成し次第、UNEPに提出する予定である。

(参考1) 国連環境計画(UNEP)重金属プログラムの経緯

国連環境計画(UNEP)では、以下のとおり、2001年より、地球規模での水銀汚染に関連する活動(UNEP水銀プログラム)を開始し、2005年からは、鉛及びカドミウムも対象に加えている(UNEP重金属プログラム)。

2001年2月 第21回管理理事会において、世界水銀アセスメントを実施することを決定

2002年12月 世界水銀アセスメント公表

2003年2月 第22回管理理事会において、世界水銀アセスメントをレビューし、この報告書の主要な成果に基づいて、以下の結論及び決議がなされた。

人の健康や環境に対するリスクを低減するためのさらなる国際的な対策を正当化するに足るような、水銀による重大な地球規模の悪影響の証拠がある。国内、地域及び地球規模での、緊急対応と長期対策を、可能な限り早期に着手すべきである。

管理理事会は、すべての国に対し、これらの目標を定めるとともに、必要に応じて、曝露を被った人々や生態系の特定や人為的な水銀の放出を減少させるという観点から国内対策を講じるよう要請する。

UNEPに対しては、水銀汚染に関する対応策を取ろうとする国への技術的な支援及びキャパシティビルディングを開始するよう求める。

UNEPは、この要請に応え、UNEP Chemicalsのなかに水銀プログラムを設立。

2005年2月 第23回管理理事会において、人の健康や環境へ影響を与える水銀放出の減少に関する各国の進捗状況に基づいて、引き続き水銀による重大な地球規模の悪影響への追加的対策(例えば、法的拘束力のある文書の作成やその他の方法)について議論が行われ、化学物質管理に関する包括的決議を採択。その中で、重金属プログラムについては、以下の決議がなされている。

UNEPに対し、第24回管理理事会までに地球全体での水銀の供給量・貿易量・需要量に関する報告を作成することを求める。

環境中に放出された水銀による人の健康や環境へのリスクを低減するための一つのアプローチとして、国家とその他のステークホルダーの間でのパートナーシップを進めるべきである。各国政府、民間部門及び国際機関において講じる、製品や生産過程での水銀によって地球規模で引き起こされる人の健康や環境に対するリスクの低減のための緊急対策を促進すべきである。各国政府に対し、可能な限り早期に優先的なパートナーシップ分野を定めるよう求める。

UNEPに対して特に環境中の長距離輸送に注目して鉛とカドミウムに関する科学的情報をレビューするよう要請する。

第24回管理理事会においては、法的拘束力のある文書、パートナーシップ及びその他の対策の可能性を含めた最大限採り得るオプションを考慮に入れた更なる対策の必要性について、進捗状況と評価を再度議論する。

2006年9月 鉛・カドミウム作業グループ第1回会合を開催。

我が国からは、貴田晶子 国立環境研究所循環型社会・廃棄物研究センター 廃棄物試験評価研究室長が委員として出席。

(参考2) 第24回国連環境計画管理理事会決議

2007年2月、ナイロビで開催された第24回 UNEP 管理理事会では、水銀の世界的な需給と貿易に関する報告書、鉛及びカドミウムによる地球規模での汚染に関する報告書等が提出され、これらを踏まえて議論が行われた。議論の結果、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループの設置等の決議が採択された。

決議の概要は以下の通り。

地球規模での水銀汚染防止のための現状の取組は不十分であり、さらなる国際的な手段が必要であることを認識。

水銀対策の優先分野として、以下を列挙。

- 人為的な大気への水銀排出の削減
- 水銀を含む廃棄物の処理対策
- 製品及び生産プロセスへの水銀需要の削減
- 水銀の一次生産の削減の検討を含む水銀供給の削減
- 環境影響の少ない水銀の長期保管
- 汚染された場所の修復
- 知識の増進

水銀の大気への排出及び局地的な水銀汚染に関する報告書作成作業を開始。

パートナーシッププログラムの推進のため、目標、計画、ガイドライン等の枠組みを検討。金採掘やアルカリ工業等のパートナーシップ分野に加え、塩化ビニル製造、非鉄金属・セメント製造及び廃棄物焼却に関するパートナーシップを開始。

水銀対策のための条約の策定、ボランティアな取組の推進の双方のオプションについて検討するための作業グループを設立。会合を2回開催し、次回管理理事会会合（平成21年2月）に、各分野における法的手段・ボランティアな手段の効果等を取りまとめた報告書を提出。

鉛及びカドミウムに関し、知識のギャップを埋め、既存のリスク管理の取組を取りまとめる作業を継続。

(参考3) 水銀パートナーシッププログラム

(1) 各分野のパートナーシッププログラムの現状

現在、以下の5つの分野において、パートナーシッププログラムが進められている。

塩素アルカリ分野における水銀削減

参加国・機関：カナダ、ノルウェー、メキシコ、米国、UNEP、世界銀行、北米環境協力委員会、その他企業、業界団体等

活動概要：

- メキシコにおけるワークショップの開催及び技術指導
- インドにおける技術指導
- ロシアにおけるワークショップの開催及び技術指導
- 水銀使用に関する UNEP への報告

製品中の水銀削減

参加国・機関：ブルキナファソ、カナダ、中国、メキシコ、フィリピン、米国、UNEP、UNITAR、北米環境協力委員会、その他関係団体

活動概要：

- ブルキナファソにおける削減計画作成
- チリ、パナマ、エクアドルにおける製品・排出インベントリ作成
- アルゼンチン、中国及びメキシコにおける病院の水銀廃絶プログラム
- 南北アメリカワークショップ(2006年2月、メリダ(メキシコ))
- 東南アジアワークショップ(2007年5月、バンコク)

人力・小規模金採掘における水銀管理

参加国・機関：ブルキナファソ、セネガル、タンザニア、米国、UNEP、UNIDO、世界銀行、その他研究機関、企業等

活動概要：

- ブラジル、セネガル、タンザニアにおける水銀測定及び技術指導
- ウェブサイトの作成

石炭燃焼における水銀管理

参加国・機関：カナダ、日本、タンザニア、米国、UNEP、北米環境協力委員会、その他企業等

活動概要：

- 中国におけるワークショップの開催(2005年、北京)及び排出インベントリの整備等
- インドにおける技術指導(電気集塵機、水銀モニタリング)
- ロシア及びウクライナにおけるスクラバー及び電気集塵機に関する技術指導
- 南アフリカと米国の共同研究
- アジア太平洋地域におけるパートナーシップの構築

水銀の大気中移動・運命研究

参加国：カナダ、イタリア、日本、南アフリカ、米国、UNEP

活動概要：

- プロジェクト会合を2006年8月及び2007年1月開催。
- イタリアと中国による蘇州市におけるモニタリング
- 南アフリカにおける共同研究
- 遠隔地における大気バックグラウンドモニタリング(我が国は沖縄本島にてモニタリングを実施)
- 長距離移動予測モデルに関する研究(国立環境研究所が参加)

第3回プロジェクト会合を10月11-12日、ワシントンDCで開催予定。
UNEP水銀作業グループ会合に向けた水銀排出量に関するレポートに協力。
2008年5~6月にイタリアで国際ワークショップを開催。

このほか、UNEPにおいて、水銀排出インベントリ・ツールキットをアジア5カ国（カンボジア、パキスタン、フィリピン、シリア、イエメン）で試行的に使用するプロジェクトを進めており、他の国も招いたワークショップを開催する構想がある。

（2）水銀パートナーシッププログラムに関する非公式会合

第24回UNEP管理理事会において、パートナー会合を開催するなど、パートナーシッププログラムの全体的な枠組みを整備し、活動の充実を図ることとされたことを受け、パートナー会合に向けた予備的な議論を行うため、平成19年6月25・26日、ジュネーブにおいて非公式会合が開催された。

会合では、今後のパートナーシッププログラム推進の方針として、以下が示された。
パートナーシッププログラム全体の推進のための調整グループを作る。
各パートナーシップにおいて、目標、実施計画、実行の仕組みを明確化する。
当面、石炭燃焼、塩素アルカリ製造及び製品中の水銀については米国が、環境中運命・移動についてはイタリアが、金採掘についてはUNIDOが、それぞれリードする。米国リードの3分野については、他国によるリードを検討。（我が国に対し、製品中の水銀に関するパートナーシップをリードしないかとの働きかけあり。）今後、新たな参加を募るとともに、それぞれのグループ内でのメールのやり取り等を行う。
以下の新たな分野に関するパートナーシップを検討するため、事務局が議論開始のためのペーパーを作成する。

- 塩ビモノマー製造
- 非鉄金属製造
- セメント製造
- 廃棄物焼却
- 水銀供給
- 水銀の長期保管

(参考4)

Analysis of Possible Options to Address the Global Challenges to Reduce Risks from Releases of Mercury

水銀排出によるリスクを削減する地球規模の課題に対処するため

取りうる選択肢に関する分析

和訳（仮訳）

国連環境計画 化学物質プログラム委託調査

国際環境法センター (CIEL)

グレン ワイザー

要 約

1. 序文

決議 24/3 IV により、国連環境計画 (UNEP) 管理理事会は特別作業グループ (OEWG) を設立した。このグループは、水銀がもたらす地球規模の課題に取り組むため、自主的取組みの強化及び新規・既存の国際法的制度に関して、取りうる選択肢のレビュー及び評価を行う。本検討報告書は、特別作業グループ (OEWG) がその調査を行うにあたっての補助的な情報を提供するものである。

本検討報告書は、第1部である序文の他、3部の独立した項目により構成されている。地球環境と持続的開発という双方の課題を対処する取組みとしては、各国の自主性に任せたものと法的に拘束されたものの2つが考えられるが、第2部ではそれぞれの実現可能性と有効性に関する一般情報及び考慮すべき事項について述べる。この第2部では、水銀問題に対して国際的に取りうる選択肢の実現可能性と有効性を判断する上で、特別作業グループ (OEWG) が採択する可能性のある判定基準についても記述する。本検討報告書の核心部である第3部では、水銀に対する長期的な国際措置を進めていく上で探求すべき内容をまとめ、自主的取組みの強化及び新規・既存の国際法的制度の実施のために取りうる選択肢の確認と議論を行う。第4部では、決議 24/3 IV において管理理事会が定義した“水銀に関する7つの地球規模の優先事項”の各項目の実現に一歩でも近づくための、戦略目標とそれに対する可能な対応措置を一連の表にまとめる。

2. 自主性に任せた取組み及び法的拘束力のある取組みの実現可能性と有効性

2.1 考慮すべき一般的事項

ある特定の国際環境問題に対して取り組む際に、各自の自主性に任せた取組みあるいは法的拘束力のある取組みのいずれを優先させるかには、多数の考慮すべき事柄がある。各国は、自国が取りうる選択肢を法的拘束力のある約束事によって制限したくないという理由から、各国の自主性に任せる手法を好む傾向がある。各国の自主性に任せた場合の政治的約束には、より壮大な実験、改変、柔軟性を考慮に入れることが許される。これは公式な改正手順を踏む必要がある法的拘束力のある国際約束の場合と比較し、変更を行うのが容易なためである。変化する科学的知見やその他の要因に照

らし合わせて柔軟性をもった国際環境合意を結ぶために、これまで様々な方法が取られてきた。各国は、現在の危険性の深刻さやその法律を遵守するためのコストが不確定であれば、法的義務を締結することに慎重である。政治制度について交渉する際、各国はその義務がどれだけ熱望されているかということとその施行可能性との釣り合いを慎重に考慮する。

いくつかの要因により、法的拘束力のある国際約束は各国の自主性に任せたもの比べて、施行及び遵守がより確実になされる傾向がある。国際社会が法律拘束力のある制度を意義あるコミットメントをもって結論付ければ、取り組まれている問題は深刻なものであり、その約束事は信用に足るものであるという明確な見解となる。一方、各国の自主性に任せた政治的声明の場合、このようなメッセージはあまり明確には伝わらない。ある国で法的義務に違反していることがある、すなわち非合法的な行為が行われているという申し立ては、その国が自主性に任せられた政治的約束の履行を行わなかったという本質的には同一の申し立てよりも、より大きな衝撃を与える傾向にある。法的拘束力のある国際約束は“法規”とみなされるため、各国の自主性に任せた政治的約束の場合と比べて、国によるその履行状況は長期にわたりあまり変化しないだろう。ある国が法的拘束力のある国際約束を国内で批准・採択する場合も同様の傾向がある。また国際レベルにおいても、法的拘束力のある制度の場合、そのより高度な性質と利害関係のため、全ての関連国、国際機関（IGOs）、市民社会組織、民間企業がその制度の発展のために加担したりあるいは遵守したりする場合も、同様の状況である。また、法的拘束力のある制度の方が、国際環境問題を対処する上で通常必要とされる継続的な国際組織による援助を受けやすい。

多国間協定を交渉しまとめ上げるためのコストは、その問題の複雑さ、及びその交渉がどの程度広範囲の参加が得られるかによって決まってくる。一般的に、その情報源・性質・危険性や国際措置の必要性の深刻さに関して確実性の高い合意や、新規あるいは複雑な施行・遵守メカニズムがあまり必要でないような合意を交渉する際には、時間と資金があまりかからない。各国の自主性に任せた取組みの場合、その実施・遵守の全体としての期待はそもそも低いため、その実施にかかる個々の国のコストも低い。ところが、法的拘束力のある取組みでは、より効果的に“タダ乗り”を防ぐ経済的な“競争条件の平等化”をもたらし、革新を刺激し、代替手順や技術への地球規模の急速な移行を助成する。ある合意が各国の自主性に任せたものであろうと法的拘束力のあるものであろうと、その有効性は発展途上国がその合意を施行できるよう援助するための経済的・技術的支援の有り無しに大きく左右される。

2.2 国際的取組みを評価するための判定基準

本検討報告書では、第3部において議論する各国の自主性に任せた取組み及び法的拘束力のある取組みの潜在的な実現可能性と有効性を評価する際に、特別作業グループ（OEWG）が使用する可能性のある判定基準を確認する。

実現可能性の判定基準

国際的取組みの実現可能性は、基本的に、各国内、地域及び国際的な政策ダイナミクスを反映した政策検討によって決まる。これら考慮すべき政治的な事由には、以下に挙げるような要因が絡んでいる。

- ・脅威に関する知識の状況
- ・地球規模の行動の必要性
- ・コスト

- ・より低汚染かつ代替可能な技術の有無
- ・法律的観点からの実現可能性

有効性の判定基準

国際レジームの有効性は、その目標の達成に成功するかどうかで判定される。管理理事会の決議 24/3 IV で明確に表現されている目標は、水銀汚染による人体の健康及び環境に対するリスクの軽減である。特別作業グループ (OEWG) が潜在的な有効性を評価する際に考慮する可能性のある判定基準は以下のようなものを含む。

- ・コミットメントが野心的か
- ・適用される範囲
- ・その義務の明瞭さと正確さ
- ・その義務が達成されうるものであるか
- ・各国やその他利害関係者の参加
- ・遵守
- ・透明性
- ・経済的、技術的支援
- ・環境の変化への応答性
- ・時機を得ているか

3. 自主的取組みの強化及び新規・既存の国際法的制度の実施のために取りうる選択肢

本検討報告書の核心部分である第3部では、水銀に対するさらなる長期的な国際措置を展開する際の、各国の自主性に任せた取組み及び法的拘束力のある取組みの実施のために取りうる選択肢の確認と議論を行う。特に、化学物質や廃棄物に関する多国間環境協定及び覚書のような、これまでの国際的な実践の場で見られた関連例や類似例を挙げながら、それぞれの選択肢の背景などの情報について記述する。次に、その選択肢が水銀に関する地球規模の優先事項に対して、どのように役立つのかについての論点を簡単に示す。これに引き続き、途上国への技術的・経済的支援、その選択肢が持ちうる化学物質や廃棄物に関する他の合意や取組みとの関連性、国際レベルでその選択肢を制定・施行していく上で必要になるであろう資源等に関して考慮すべき事項の確認を行う。そして最後に、各選択肢を実行に移す上で必要となる手順のいくつかについてのまとめを行う。既存の条約のもとで発展、採択される選択肢は、UNEP 管理理事会ではなく、その協定の締約国会議で決定されるということを心に留めて置くことが重要である。

各国の自主性に任せた制度や取組み、及び法的拘束力のある制度や取組みは、しばしば連携したり、あるいは複数を組み合わせて採択されたり実施されたりする。第3部で議論される選択肢の多くは、もしそれが実施されたならば、水銀に関する地球規模の優先事項の中で、他の事項にも取り組むものであったり、同じ事項であっても他の面にも取り組むものであったり、同じ事項でも異なる程度に取り組むものであったりする。それゆえ、一つの選択肢が水銀に関する地球規模の優先事項の全てに対して包

括的に取り組む可能性がないのであれば、その選択肢をいくつかの他の選択肢と併せて実行することを考慮すべきであり、あるいはそうすることが賢明なのかもしれない。

3.1 自主的取組みの強化のために取りうる選択肢

決議 24/3 IV が水銀漏出による危険性の軽減という地球規模の課題に取り組むためのいっそうの努力を課すものであるため、この取組みは、地球規模・国内・地域・局的レベルで実施されるものであり、パートナーシップ活動も必要であることを認識しつつ、本項では地球規模で取りうる自主的取組みのための選択肢に注目する。パートナーシップに関しては、決議 24/3 IV 段落 27 にて管理理事会が要求した「国際水銀協調計画」のための包括的な枠組みを形成するパートナーや他の利害関係者が必要であるという結論や推薦を、この分析報告書の前提とすることは避けた。本分析報告書は、官民パートナーシップや UNEP 水銀パートナーシップ計画を、水銀問題に取り組むための技術移転や援助に向けての戦略的取組みの重要な構成要素であると認識する。加えて本分析は、各国の自主性に任せたものであれ、法的拘束力のあるものであれ、水銀問題に対処するためのいかなる地球規模の取組みにおいてもパートナーシップが貴重な実施手段であることを述べておく。自主的取組みの強化のために取りうる選択肢としては以下に挙げるようなものがある。

3.1.1 ハイレベル水銀宣言と実施計画

地球規模のハイレベル水銀宣言と実施のための計画は、各国政府及び市民社会における水銀に関する課題に対する自覚を高め、これらの課題に取り組むという政治的意思を強くし、利害関係者たちが、水銀問題に対して調和のとれた包括的な努力をするよう促進する手段と手順を確立する。この宣言と実施計画は、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM)」の核心部分をなす 3 つの文章、あるいは「すべてのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書」などの他の書類を原型として作られている。この宣言と実施計画の施行は、SAICM、UNEP 水銀プログラム、あるいは UNEP の他の計画の一部として実施されるだろう。

3.1.2 水銀に関する行動規範

各国政府は、多くの地球規模の水銀に関する優先事項に取り組むための推奨実践方法を確定するために、法的拘束性のない行動規範を構築することも可能であろう。水銀行動規範は、国内法制度の範囲内で計画され、また関連の国内法制度がない場合においても、企業活動の基準となりうるだろう。あるいは、民間企業は、各国政府による活動と連携して、水銀に関連した産業主導型の行動規範を自主的に広く発展させ実施することができる。こうすることで、これらの規範は、大部分の、さらに全ての人為的な水銀発生源をカバーすることができるようになる。

3.1.3 パートナーシップを含む技術移転や支援を通じての国際活動

水銀問題に取り組むための技術移転や支援に向けての戦略的取組みは、特定のニーズ、利用可能な資源、ギャップ等を確認するのに役立つ、また戦略的取組みの有効性を増すため、支援の提供を調整したり優先順位を決めたりすることにも役立つだろう。このような取組みは、UNEP 水銀パートナーシッププログラムを強化するために現行努力している官民パートナーシップ、「技術支援とキャパシティビルディングに関するバリ戦略計画」の特に水銀に関する部分の実施の強化、UNEP・国連開発計画 (UNDP)・地球環境ファシリティ (GEF) の間の水銀に関する戦略的パートナーシップ、次の GEF 補充期間 (GEF-5) における水銀に関連した技術移転及び支援計画への GEF 支援の強化、などによることが考えられる。

3.1.4 地球環境ラベル及び証明書計画

各国政府、国際機関（IGOs）、非政府組織（NGOs）及び民間部門は、製品や製造手順における水銀の生産・使用・排出を防ぐため、環境ラベルや証書の使用の確立や拡大にむけて協力することができる。

3.2 国際的な法的文書の既存の条項のもとで取りうる選択肢

この項では、既存の法的文書の条項を用いて実施できる、あるいはその法的文書のもとで対象の追加に関する条項を用いることによって実施できる選択肢について同定及び記述する。これら全ての選択肢は、それぞれの条約に制定されている既存の手続き及びメカニズムを利用するため、その条約には規定されていない新たな国際文書及びプロセスの制定は必要としない。しかしながら、これらの選択肢はいずれも、決議 24/3 IV において確認されている水銀に関する 7 つの地球規模の優先事項の全てを包括的に網羅していない。むしろ、地球規模の水銀対策全体の個々の構成要因とすることが可能なものであろう。選択肢としては以下に挙げるようなものがある。

3.2.1 バーゼル条約に基づく水銀廃棄物

UNEP 化学物質プログラム及びバーゼル条約事務局は、水銀廃棄物に関する技術ガイドラインを準備と、複数の国における境面から見て健全な水銀廃棄物の取り扱いに関するパイロットプロジェクトの実施、という作業計画を実施している。各国政府は、途上国によるガイドライン実施を支援するため十分な技術的・経済的支援を行い、全ての国がガイドラインの国内実施に必要な資金を供与することを確実にすることにより、技術ガイドラインの潜在的な有効性をより強化することが可能である。

3.2.2 ロッテルダム条約に基づく水銀の国際貿易

ロッテルダム条約締約国は、水銀のあらゆる使用を条約対象に加える段階を経ることが可能かもしれない、そうすれば、水銀及び水銀を含む製品の国際貿易が条約による事前通報・同意手続の対象となる。産業あるいは他の目的による水銀の使用を事前通報・同意手続きリストに加えることにより、“水銀に関する地球規模の優先事項”の特に国際取引に関する部分、すなわち製品や製造過程に関連した水銀の需要の地球規模での減少、及び、範囲は限られるが、水銀の供給の地球規模での減少という 2 つの事項を実現していく上で、徐々にではあるが、プラスの効果を与えることができるだろう。

3.2.3 スtockホルム POPs 条約に基づくメチル水銀

ストックホルム条約締約国は、条約附属書 C において非意図的に放出される POPs としてメチル水銀を掲載することに同意した。同条約第 5 条及び残留性有機汚染物質評価委員会（POPRC）が着手している審議に基づいて、メチル水銀の非意図的放出についてのみ（元素状水銀やその他の化合物の状態での漏出は対象ではない）附属書 C に掲載されることになった。そのような放出は土地利用変化、廃棄物埋立、農地への下水汚泥の利用などが原因となる。

3.2.4 オーフス条約のキエフ PRTR 議定書に基づく「知る権利」

環境に関する情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセス条約（オーフス条約）の議定書である「汚染排出・移転登録に関するキエフ議定書（PRTR 議定書）」は、市民が水銀やその他の汚染物質の産業排出源からの排出についての知る権利を保証する法的拘束力のある手段となるかもしれない。オーフス条約及び

PRTR 議定書は国連欧州経済委員会 (UNECE) によって制定・履行されているが、両方とも国連加盟国の加入は自由である。国連欧州経済委員会 (UNECE) 地域外の国は、PRTR 議定書に加盟することで、国民の水銀汚染に対する監視、対応、そして防止能力を強化することができるかもしれない。

3.2.5 国連気候変動枠組条約との潜在的な相乗作用

各国政府は、次の 10 年及びそれ以降における気候変化の問題にどのように取り組むか、また水銀による危険性をどのように削減するか、について、並行して同時期に議論しており、各国は、温室効果ガス (GHG) の緩和や他の相乗作用を通じて、水銀を削減する“コーベネフィット”を探求、達成することによって、これら両方の目標に貢献することを望むかもしれない。この領域の最大の可能性は、GHG の削減方策が石炭使用の減少をもたらす、同時に水銀の大気中への排出を削減することになるという事実である。

3.3 既存の国際法制度を修正するために取りうる選択肢

この項では、既存の国際的な法的文書を修正するために取りうる選択肢の同定と検討を行う。これら選択肢は、全般的な新規の法的文書の制定を必要とすることなく、水銀がもたらす地球規模の課題に対して包括的に取り組めるようにするものである。選択肢としては以下に挙げるようなものがある。

3.3.1 スtockホルム条約の適用範囲の拡大

ストックホルム条約の適用範囲を拡大し水銀を含むように修正することによって、既存の手順、手段、ストックホルム条約に基づく経済的手段などの制度を利用しながら“水銀に関する地球規模の優先事項”の一部あるいは全てに取り組むことは可能であろう。しかしながら、ストックホルム条約の修正にあたって用いる唯一の政治的アプローチは、おそらく第 21 条の項に記されており、4 分の 3 以上の締約国がその条約の改正版によって拘束され、残りの締約国は修正前の条約によって拘束されるという“分割制度”という結果をもたらす。2 つの有効な条約が存在することは、両者の有効性を減少させることになるだろう。

3.3.2 欧州長距離越境大気汚染条約 (LRTAP) とその重金属類に関する議定書の地球規模での参加

長距離越境大気汚染 (LRTAP) 条約とその重金属類に関する議定書を、UNECE 国以外への参加に向けてオープンにすることで、水銀の主要な人為的放出源に対処する法的拘束力のある地球規模の制度を牽引することが潜在的には可能かもしれない。この議論にあたっては、LRTAP 締約国は“分割制度”をどのように避けるべきか、という問題に取り組んできている。“分割制度”の問題を回避しつつ、非 UNECE 国へ UNECE 加盟資格をオープンにするために修正された他の UNECE 条約のこれまでの記録は、あまり芳しいものではない。つまり、これら修正条約の中で有効となったもの、あるいは LRTAP 締結国からの広い支援を得たものは皆無であった。これら地球規模の参加を募るために常にオープンな UNECE 制度にも、これまで UNECE 非メンバー国が参加したことは全く無かった。

3.4 新たな国際法制度のために取りうる選択肢

この項では、水銀による地球規模の課題に取り組むために用いることができる既存の

条約や新規に制定される独立した条約への議定書を含め、新たな制度を制定するために取りうる選択肢の同定と検討を行う。

3.4.1 スtockホルム条約の水銀議定書

ストックホルム条約に独立した議定書を新たに制定、採択することによって、あらゆる水銀種をカバーするために条約を改正することによって生じる好ましくない状況を回避しつつ、包括的に水銀問題に取り組むことが可能な法制度につなげることができる。ストックホルム水銀議定書の主な利点は、その議定書がストックホルム条約のもとに、すでに存在する多数の制度、手順、手段を利用しそれらを纏め上げられるという点にあるだろう。

水銀議定書に関する交渉は、ストックホルム条約締約国会議が別途決定しない限りにおいては、UNEP 管理理事会ではなく、この条約の権限のもとで行われる。代替のアプローチを採択する COP が存在しない場合は、会合や意思決定（現時点では、総意による意思決定規則も含む）を行う手順について、条約が定める通常規則に準拠する COP が、水銀議定書の検討とその後の採択を行う。

3.4.2 自立的な、水銀条約

水銀議定書という選択肢のように独立した自立的な水銀条約には、各国政府間の合意と同様に、広い（あるいは狭い）適用範囲や、深い（あるいは浅い）コミットメントを有するかもしれない。独立した条約が議定書という選択肢と相違する主な点は、交渉がストックホルム条約ではなく、むしろ UNEP 管理理事会の手順のもとで着手されること、既存の協定による手段や制度を利用する機会がより少なくなる傾向にあること、それゆえその条約を支援するのに必要なコストがより高くなるということが考えられる。しかしながら、その条約の国内担保のためのコストは高いとしても、ストックホルム条約の議定書という選択肢のもとでかかるコストとの間に、特に大きな違いは見られないだろう。自立的な水銀条約では、“枠組あるいは議定書式アプローチ”か“管理対策式アプローチ”の2つの基礎的な取組み方法のうち、いずれか一方を採択するだろう。各国は、水銀問題のみ対処するのか、あるいは水銀及び他の残留性無機汚染物質の問題を同時に対処するのか、いずれかの取組みを設計することができる。

4. 対応措置と戦略

第4部では、水銀に関する7つの地球規模の優先事項の実現のための、利用可能な対応措置と戦略を同定する。これらの情報を7つの表（各々の優先事項につき1つの表）に示す。各表には、そこで取り上げられている優先事項の実現に関連した2つ以上の戦略的目標と、さらにそれぞれの戦略的目標を実現していく上で役立つと考えられるいくつかの対応措置を挙げている。本表は、利害関係者が水銀問題のある特定の側面について取り組むために取りうる行動に関して、特別作業グループ（OEWG）が簡単に利用することができるように使いやすい編集にしたものである。特別作業グループ（OEWG）メンバーは、本分析報告書の第3部にて議論した各国の自主性に任せる取組み、及び法的拘束力のある取組みの実現可能性と有効性を調査する際に、これら情報を考慮する可能性がある。

化学物質環境実態調査の進捗状況について

平成19年10月17日
環境安全課

進捗状況の概要

化学物質環境実態調査の平成17年度調査結果及び平成18年度調査内容については、概要以下のとおり。

調査細目	目的	17年度結果	18年度内容
初期環境調査	あるかどうかを調べる。	34 物質(群)を調査し 水質:6 物質(群) 底質:6 物質(群) 生物:1 物質(群) 大気:1 物質 を検出	57 物質(群)を調査
詳細環境調査	より詳しく調べる。	14 物質(群)を調査し 水質:8 物質(群) 底質:4 物質(群) 生物:4 物質(群) 大気:1 物質 を検出	40 物質(群)を調査
暴露量調査	人や生物の体内に取り込まれる量を調べる。	21 物質(群)を調査し 水質:9 物質 底質:2 物質 生物:2 物質 食事:2 物質(群) 室内:2 物質 を検出	
モニタリング調査	定期的に調べる。	14 物質(群)を調査し 水質:11 物質(群) 底質:13 物質(群) 生物:14 物質(群) 大気:11 物質(群) を検出	21 物質(群)を調査

平成 17 年度調査結果について

1. **初期環境調査** 34 物質(群)について調査を実施した。

(1) **水質** 全国 36 地点で調査を実施し、33 調査対象物質(群)中、次の 6 物質(群)が検出された。

17 -エストラジオール
エストロン

2,4,6-トリプロモフェノール

ポリオキシエチレン=アルキルエーテル類 (アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの) のうちポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテル類 (重合度が 2 から 14 までのもの)

ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエーテル類 (重合度が 2 から 14 までのもの)

2-メトキシ-5-メチルアニリン

(2) **底質** 全国 16 地点で調査を実施し、13 調査対象物質(群)中、次の 6 物質(群)が検出された。

2,3-エポキシ-1-プロパノール

m-クロロアニリン

3,3 -ジクロロ-4,4 -ジアミノジフェニルメタン

塩素化テトラデカン (塩素数が 5 から 8 までのもの)

直鎖アルキルベンゼンスルホン酸類(LAS) (アルキル基の炭素数が 10 から 14 までのもの)

2,4-トルエンジアミン

(3) **生物** 全国 24 地点で調査を実施し、2 調査対象物質(群)中、次の 1 物質(群)が検出された。

塩素化テトラデカン (塩素数が 5 から 8 までのもの) 及び塩素化ペンタデカン (塩素数が 5 から 9 までのもの)

(4) **大気** 全国 14 地点で調査を実施し、1 調査対象物質中、次の 1 物質が検出された。

N-(1,3-ジメチルブチル)-*N* -フェニル-*p*-フェニレンジアミン

2. **詳細環境調査** 14 物質(群)について調査を実施した。

(1) **水質** 全国 25 地点で調査を実施し、13 調査対象物質(群)中、次の 8 物質(群)が検出された。

4,4 -イソプロピリデンジフェノール (別名:ビスフェノール A)

エチレンジアミン四酢酸

パラ-オクチルフェノール類のうち、4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール

p-ジクロロベンゼン

N,N-ジメチルホルムアミド

ノニルフェノール
ペルフルオロオクタン酸
ペルフルオロオクタンスルホン酸

- (2) **底質** 全国 10 地点で調査を実施し、5 調査対象物質(群)中、次の 4 物質(群)が検出された。

ジイソプロピルナフタレン
ヒドラジン
ペルフルオロオクタン酸
ペルフルオロオクタンスルホン酸

- (3) **生物** 全国 25 地点で調査を実施し、4 調査対象物質(群)中、次の 4 物質(群)が検出された。

ジイソプロピルナフタレン
塩素化デカン (塩素数が 4 から 6 までのもの)、塩素化ウンデカン (塩素数が 5 から 7 までのもの)、塩素化ドデカン (〃)、塩素化トリデカン (〃)
ペルフルオロオクタン酸
ペルフルオロオクタンスルホン酸

- (4) **大気** 全国 17 地点で調査を実施し、1 調査対象物質中、次の 1 物質が検出された。

N,N-ジメチルホルムアミド

3. **暴露量調査** 21 物質(群)について調査を実施した。

- (1) **水質** 全国 56 地点で調査を実施し、17 調査対象物質中、次の 9 物質が検出された。

アニリン
2-(2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール
2,4-ジ-*tert*-ブチル-6-(5-クロロ-2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
2-クロロ-2',6'-ジエチル-*N*-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド (別名: プレチラクロール)
1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル (別名: イソプロチオラン)
ジチオリン酸 *S*-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-*O,O*-ジメチル (別名: メチダチオン又は DMTP)
チオリン酸 *O,O*-ジメチル-*O*-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名: フェンチオン)
チオリン酸 *S*-ベンジル-*O,O*-ジイソプロピル (別名: イプロベンホス又は IBP)
, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-*N,N*-ジプロピル-*p*-トルイジン (別名: トリフルラリン)

(2) **底質** 全国 35 地点で調査を実施し、3 調査対象物質中、次の 2 物質が検出された。

ビクロロリン
メトキシクロル

(3) **生物** 全国 12 地点で調査を実施し、8 調査対象物質中、次の 2 物質が検出された。

ジチオリン酸 *O,O*-ジエチル-*S*-(2-エチルチオエチル) (別名:エチルチオメトン)

, , -トリフルオロ-2,6-ジニトロ-*N,N*-ジプロピル-*p*-トルイジン (別名:トリフルラリン)

(4) **食事** 2 調査対象物質(群)中、次の 2 物質(群)が検出された。

アクロレイン

直鎖デシルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS-C₁₀)、直鎖ウンデシルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS-C₁₁)、直鎖ドデシルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS-C₁₂)、直鎖トリデシルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS-C₁₃)並びに直鎖テトラデシルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS-C₁₄)

(5) **室内空気** 2 調査対象物質中、次の 2 物質が検出された。

アクロレイン

3-メチル-4-ニトロフェノール

4. **モニタリング調査** POPs 条約対象物質 10 物質(群) (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。)に同条約の対象物質の候補となる可能性のある HCH 類を加えた 11 物質(群)のほか、2,6-ジ-tert-ブチル-4-メチルフェノール(BHT)、ジベンゾチオフェン及び有機スズ化合物(モノブチルスズ化合物(MBT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、トリブチルスズ化合物(TBT)、モノフェニルスズ化合物(MPT)、ジフェニルスズ化合物(DPT)及びトリフェニルスズ化合物(TPT))の 3 物質(群)について調査を実施した。

水質 47 地点 13 物質(群)、底質 63 地点 14 物質(群)、生物 23 地点(貝類 7 地点、魚類 16 地点、鳥類 2 地点)13 物質(群)及び大気 37 地点 12 物質(群)を対象に調査を行った。

POPs については水質、底質及び大気でのトキサフェン類並びに水質、底質及び生物でのヘプタクロル類の一部を除き、調査を実施した全物質・媒体から検出された。

POPs 以外の 3 物質(群)についても、水質でのジベンゾチオフェン並びに水質及び生物での MPT 及び DPT を除き、調査を実施した全物質・媒体から検出された。

平成 18 年度調査内容について

1. 初期環境調査 57 物質(群)について調査を実施している。

- (1) アジピン酸
- (2) 3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド
- (3) 4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン
- (4) アントラキノン
- (5) インジウム及びその化合物
- (6) 2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン
(別名:アメトリン)
- (7) *O*-エチル=*O*-2-(イソプロポキシカルボニル)フェニル=*N*-イソプロピルホスホルアミドチオアート (別名:イソフェンホス)
- (8) *S*-エチル=2-(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)チオアセタート (別名:フェノチオール)
- (9) 5-エチル-5-フェニル-2,4,6(1*H*,3*H*,5*H*)-ピリミジントリオン (別名:フェノバルピタール)
- (10) エチレンイミン (別名:アミノエチレン)
- (11) 4'-エトキシアセトアニリド (別名:フェナセチン)
- (12) 1,2-エポキシブタン
- (13) 4-オキシラニル-1,2-エポキシシクロヘキサン
- (14) 2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル (別名:シアナジン)
- (15) 5-クロロ-*N*-(2-[4-(2-エトキシエチル)-2,3-ジメチルフェノキシ]エチル)-6-エチルピリミジン-4-アミン (別名:ピリミジフェン)
- (16) クロロトリフルオロメタン (別名:CFC-13)
- (17) *O*-6-クロロ-3-フェニル-4-ピリダジニル=*S*-*n*-オクチル=チオカルボナート (別名:ピリデート)
- (18) 2-クロロプロピオン酸
- (19) 1-クロロ-2-メチルプロペン
- (20) -シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2-ジクロロ-1-(4-エトキシフェニル)シクロプロパンカルボキシラート (別名:シクロプロトリン)
- (21) (S)- -シアノ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチル-*cis*-シクロプロパンカルボキシラート (別名: -シペルメトリン)
- (22) シクロヘキサノン
- (23) 1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素 (別名:テフルベンズロン)
- (24) 2,4'-ジクロロ- -(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル=アルコール (別名:フェナリモル)
- (25) 2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1*H*-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール (別名:ヘキサコナゾール)

- (26) 2,4-ジニトロ-6-オクチルフェニル=クロトナート及び 2,6-ジニトロ-4-オクチルフェニル=クロトナートの混合物(オクチル基が 1-メチルヘプチル基、1-エチルヘキシル基又は 1-プロピルペンチル基であるものの混合物に限る。)(別名:ジノカップ又は DPC)
- (27) ジビニルベンゼン
- (28) 5,5-ジフェニル-2,4-イミダゾリジンジオン (別名:フェニトイン)
- (29) 2-(ジ-*n*-ブチルアミノ)エタノール
- (30) ジブromotetraフルオロエタン (別名:ハロン-2402)
- (31) 1,4-ジブromobutan
- (32) 1,3-ジブromopropan
- (33) タリウム及びその水溶性化合物
- (34) チオアセトアミド
- (35) チオリン酸 *O,O*-ジエチル-*O*-2-キノキサリニル (別名:キナルホス)
- (36) テトラクロロジフルオロエタン (別名:CFC-112)
- (37) 2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(*Z*)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名:テフルトリン)
- (38) テルル及びその化合物 (水素化テルルを除く。)
- (39) 2,4,6-トリニトロトルエン (別名:TNT)
- (40) フェナントレン
- (41) 1-*tert*-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素 (別名:ジアフェンチウロン)
- (42) *N*-プロピル-*N*-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボキサミド (別名:プロクロラズ)
- (43) ブromoklorodifluorometan (別名:ハロン-1211)
- (44) ブromoziklorometan
- (45) 2-(4-ブromodifluorometoksimfenil)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエーテル (別名:ハルフェンブロックス)
- (46) 3-ブrom-1-プロペン (別名:臭化アリル)
- (47) 1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸 (別名:クロレンド酸)
- (48) ヘキサヒドロ-1,3,5-トリニトロ-1,3,5-トリアジン (別名:シクロナイト)
- (49) ベンジリデン=ジクロリド
- (50) ベンジリジン=トリクロリド (別名:トリクロロトルエン)
- (51) ベンジルアルコール
- (52) ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル類(アルキル基の炭素数が 12 から 15 までのもの)
- (53) メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]ベンゾアート (別名:ピリミノバックメチル)
- (54) 2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(*Z*)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名:ビフェントリン)

- (55) メチル=3-(4-メトキシ-6-メチル-1,3,5-トリアジン-2-イルカルバモイルスルファモイル)-2-テノアート (別名:チフェンスルフロンメチル)
- (56) 9-メトキシ-7*H*-フロ[3,2-*g*][1]ベンゾピラン-7-オン (別名:メトキサレン)
- (57) リン酸(Z)-2-クロロ-1-(2,4,5-トリクロロフェニル)ビニル=ジメチル (別名:テトラクロルビンホス又は CVMP)

2. 詳細環境調査 40 物質(群)について調査を実施している。

- (1) 2,2'-アゾビスイソブチロニトリル(別名:ABN)
- (2) 2-アミノ-4-[ヒドロキシ(メチル)ホスフィノイル]酪酸 (別名:グルホシネート)
- (3) *m*-アミノフェノール (別名:MAP)
- (4) アルディカーブ
- (5) エチル=*O*-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート (別名:EPN)
- (6) *N,N'*-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン(別名:マンネブ)
- (7) *N,N'*-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンと *N,N'*-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物 (別名:マンコゼブ又はマンゼブ)
- (8) 2,6-キシレノール
- (9) クロロベンゼン
- (10) 酢酸イソブチル
- (11) ジイソプロピルナフタレン
- (12) *N,N'*-ジエチルチオカルバミン酸 *S*-4-クロロベンジル (別名:チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- (13) 3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素 (別名:ジウロン又は DCMU)
- (14) 2,6-ジクロロベンゾニトリル
- (15) 2,4-ジ-*tert*-ブチル-6-(5-クロロ-2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)フェノール
- (16) *N,N'*-ジメチルドデシルアミン=N-オキシド
- (17) *N,N'*-ジメチルホルムアミド
- (18) 水素化トリフェニル
- (19) チオリン酸 *O,O*-ジエチル-*O*-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名:ダイアジノン)
- (20) チオリン酸 *O,O*-ジメチル-*O*-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名:フェニトロチオン又は MEP)
- (21) テトラクロロイソフタロニトリル (別名:クロロタロニル又は TPN)
- (22) テトラヒドロフラン
- (23) トリクロロアセトアルデヒド
- (24) トリクロロニトロメタン (別名:クロロピクリン)
- (25) ニトロフェン (別名:NIP)
- (26) ビス(*N,N'*-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛 (別名:ジラム)
- (27) ビス(*N,N'*-ジメチルジチオカルバミン酸)*N,N'*-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛) (別名:ポリカーバメート)

- (28) 1,1-ビス(*tert*-ブチルオキシ)-3,3,5-トリメチルシクロヘキサン
- (29) ヒドラジン
- (30) 1-ブタノール
- (31) フルフラール
- (32) 2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-*N*-メチルアセトアニリド (別名:メフェナセツト)
- (33) 2-(2*H*-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-*tert*-ブチルフェノール
- (34) メタクリル酸メチル (別名:MMA)
- (35) 2-(1-メチルエトキシ)エタノール
- (36) *N*-メチルカルバミン酸 2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル (別名:カルボフラン)
- (37) *N*-メチルカルバミン酸 2-*sec*-ブチルフェニル (別名:フェノブカルブ又はBPMC)
- (38) -メチルスチレン
- (39) リン酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル (別名:ジクロルボス又はDDVP)
- (40) リン酸トリブチル

3. **モニタリング調査** POPs 条約対象物質 10 物質(群) (ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランを除く。)に同条約の対象物質の候補となる可能性のあるHCH類を加えた11物質(群)のほか、以下の10物質(群)について調査を実施している。

- 有機スズ化合物 (ジオクチルスズ化合物)
- アトラジン
- ポリ塩化ナフタレン
- リン酸トリブチル
- フタル酸ジブチル
- N,N* -ジトリル-パラ-フェニレンジアミン
- N,N* -ジキシリル-パラ-フェニレンジアミン
- N,N* -ジフェニル-パラ-フェニレンジアミン
- 2,4,6-トリ-*tert*-ブチルフェノール
- 2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェノール)エタノール (別名:ケルセン又はジコホル)

以上

平成 19 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム
(第 10 回化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム、
第 6 回小児等の環境保健に関する国際シンポジウム)の
参加者募集について(お知らせ)

平成 19 年 10 月 16 日(火)
環境省環境保健部環境安全課
代 表 : 03-3581-3351
直 通 : 03-5521-8261
課 長 木村 博承(内 6350)
補 佐 萩原 辰男(内 6357)
係 長 高岡 志帆(内 6352)
担 当 齊藤 弘毅(内 6352)
環境保健部環境リスク評価室
直 通 : 03-5521-8262
室 長 森下 哲(内 6340)
補 佐 長谷川 学(内 6343)
担 当 井口 亜美(内 6343)

< 埼玉県、さいたま市と同時発表 >

環境省では、本年 12 月 9 日(日)・10 日(月)の両日、大宮ソニックシティ(さいたま市)において「平成 19 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」を開催します。

本シンポジウムでは、「化学物質の内分泌かく乱作用について～10 年間のあゆみ～」と題して、明治大学教授の北野大氏を総合司会に迎え、一般国民向けにシンポジウムを行います。

また、国内外の専門家によるセッション(10 日)では、化学物質の内分泌かく乱作用に関する基礎的な研究及び小児環境保健に関する疫学調査をテーマとした複数のセッションを予定しています。

シンポジウムへの参加は無料ですが、事前登録が必要です。11 月 30 日(金)までに、専用ホームページ(<http://www.congre.co.jp/ed07>)等から申し込んでください。

記

1 開催目的

今日の社会では、産業活動や日常生活の中で数万種に上ると言われる多種多様な化学物質が利用され、また、物の焼却等に伴い、意図していない化学物質が発生しています。これらの化学物質は、現在の豊かな経済活動や国民生活を支える一方で、環境汚染をもたらし、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれ(環境リスク)を生じさせています。

環境省では、環境リスクを科学的に評価し、その低減を図るために様々な取組を行っています。本シンポジウムは、その一環として化学物質の内分泌かく乱作用や小児環境保健に関する取組など、環境保健分野における諸課題について、国内外の正確な情報を市民、産業、行政等の全ての者が共有し、相互に意思疎通を図ることを目的として毎年開催しているものです。

2 日 程 平成 19 年 12 月 9 日(日) : 一般向けシンポジウム

「化学物質の内分泌かく乱作用について～10 年間のあゆみ～」
司会 北野 大(明治大学教授)

平成 19 年 12 月 10 日(月) : 国際セッション

- 3 会 場 大宮ソニックシティ
埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5
TEL: 048-647-4111
(J R大宮駅より歩行者デッキにて直結・徒歩3分)
<http://www.sonic-city.or.jp/>
- 4 プログラム 別紙
- 5 主 催 環境省
協 力 埼玉県、埼玉県教育委員会、さいたま市、さいたま市教育委員会
- 6 これまでの国際シンポジウムについての情報
URL <http://www.env.go.jp/chemi/end/index3.html>

7 参加申込み

本シンポジウムの参加は事前登録としています。

参加を希望する方は、氏名、住所、電話、FAX 番号、E-mail アドレスを明記の上、インターネットか FAX、ハガキで下記事務局宛にお申込みください。

折り返し参加登録書を発送いたします。参加費は無料です。

参加申込み締切：平成 19 年 11 月 30 日(金)

インターネットからの申込み

シンポジウムのオフィシャルホームページから、直接お申込みください。

<http://www.congre.co.jp/ed07>

FAX、往復ハガキでの申し込み

氏名、住所、電話、FAX 番号、参加希望日を明記の上、下記運営事務局宛にお申込みください。

「化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム」事務局

〒102-8481 東京都千代田区麹町 5-1 弘済会館ビル6F (株)コングレ内

TEL: 03-5216-6956

FAX: 03-5216-3115

平成 19 年度化学物質の環境リスクに関する国際シンポジウム
 (第 10 回化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム、
 第 6 回小児等の環境保健に関する国際シンポジウム) プログラム

平成 19 年 12 月 9 日(日)

13:00 ~	開会式 主催者挨拶 協力者代表挨拶 来賓代表挨拶
13:30 ~	シンポジウム 「化学物質の内分泌かく乱作用について ~ 10 年間のあゆみ ~」 総司会 北野 大 (明治大学) パート 1 基調講演 世界における化学物質の内分泌かく乱作用に関する取組 WHO の取組 井上 達 (国立医薬品食品衛生研究所) 米国の取組 Jim Kariya (アメリカ合衆国 EPA) EU の取組 Hans Christian Stolzenberg (ドイツ環境庁) OECD の取組 青山 博昭 (残留農薬研究所)
15:00 ~ ~ 16:30	パート 2 パネルディスカッション パネリスト 井口 泰泉 (自然科学研究機構) 井上 達 (国立医薬品食品衛生研究所) 岩本 公宏 ((社)日本化学工業協会) 吉川 肇子 (慶應義塾大学) 有田 芳子 (主婦連合会) 木村 博承 (環境省)

平成 19 年 12 月 10 日(月)

9:30	セッション 1+2	化学物質の内分泌かく乱作用に関する基礎的な研究
~ 11:30	セッション 1 コーディネーター 発表者	野生生物と環境・水界生態系への影響 井口 泰泉 (自然科学研究機構) 4 名程度
13:30	セッション 2	In vivo/ in vitro 試験系における試験研究の現況
~ 15:20	コーディネーター 発表者	遠山 千春 (東京大学) 3 名程度
15:30	セッション 3	小児環境保健に関する疫学調査について
~ 18:00	コーディネーター 発表者	佐藤 洋 (東北大学) 4 名程度

セッションタイトル名等に変更する可能性があります。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の施行状況等について

平成19年10月17日
環境保健部化学物質審査室

1. 化学物質審査小委員会における審議状況

前回環境保健部会での報告以降（平成19年2月～平成19年9月）開催された化学物質審査小委員会（以下「審査小委員会」という。）における審議状況は、以下のとおり。

(1) 新規化学物質

第65-71回審査小委員会において、延べ243件について審査を行った。

通常審査の状況

- ・ 分解性、蓄積性、人への毒性及び動植物への毒性に係る試験結果が添付された届出32件に対して審査を実施。
- ・ 高分子化合物については、安定性試験等をもとに117件の審査を実施。
- ・ 良分解性化合物については、分解度試験をもとに12件の審査を実施。

低生産量新規化学物質の特例審査の状況

- ・ 難分解性であるが、高蓄積性でないと判定された物質については、毒性が不明であっても、製造・輸入数量の国内総量が10トン以下であること等について3大臣（環境大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣）の確認を受けることにより、製造・輸入が可能。これについて82件の審査を実施。

(2) 既存化学物質

第70回審査小委員会において、計35物質について審議を行った。（生態影響の観点からは、うち11物質について審議を実施。）

表．化学物質審査小委員会における平成19年2月～平成19年9月の審議物質数

	第65回 H19.3.23	第66回 H19.4.20	第67回 H19.5.25	第68回 H19.6.22
審議物質数	52	38	35	43
(新規化学物質)	(52)	(38)	(35)	(43)
(既存化学物質)	-	-	-	-
	第69回 H19.6.29	第70回 H19.7.27	第71回 H19.9.28	
審議物質数	-	73	37	
(新規化学物質)	-	(38)	(37)	
(既存化学物質)	-	(35)	-	

参考．化学物質審査小委員会における審議物質数（平成16年度以降）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度
審議物質数	412	432	454
（新規化学物質）	（338）	（318）	（356）
（既存化学物質）	（74）	（114）	（98）

約2万物質の既存化学物質については、平成17年6月より実施している「官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム）」による事業者の自主的な取組も活用して、効果的・効率的に安全性の点検を進める。

Japanチャレンジプログラムは来年度中間評価を行うこととしており、アメリカHPVチャレンジプログラム、欧州REACH規則等の国際動向も参考としつつ、今後の既存化学物質対策の推進方策を検討することとしている。

2．中間物等の特例に係る事前確認・事後監視の状況

予定されている取扱いの方法等からみてその新規化学物質による環境の汚染が生ずるおそれがないものとして政令で定める場合（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品）は、3大臣の事前確認を受けることにより、審議会（審査小委員会）における毒性等の審査を受けることなく製造・輸入が可能となる。

平成18年度（平成19年1月末日まで）には142件の事前確認を実施した。

また、平成17年度より確認を受けた事業所への立入検査による事後監視を開始しており、環境省（本省及び地方環境事務所）厚生労働省、経済産業省及び（独）製品評価技術基盤機構が協同して、平成17年度は1件、平成18年度は10件、平成19年度はこれまで10件の立入検査を実施した。

立入検査対象事業所は、前年度に製造・輸入の実績があった事業所の中から確認物質数や地域分布などを考慮して選定しているが、300を超える確認事業所に対する確実な事後監視を進めるため、今後もできる限り多くの事業所への立入検査を実施する。

3. 規制対象物質の指定状況

規制対象物質の種類	指定物質数	規制等の措置内容
第一種特定化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性あり)	15 (0)	製造・輸入の許可制、 使用の制限(事実上の 禁止)等
第二種特定化学物質 (難分解性、人又は生活環境動植物への長期毒性あり、環境中 に相当程度残留)	23 (0)	製造・輸入量の制限等
第一種監視化学物質 (難分解性、高蓄積性、人又は高次捕食動物への長期毒性不明)	36 (8)	製造・輸入量の実績の 届出等
第二種監視化学物質 (難分解性、人への長期毒性の疑いあり)	876 (17)	
第三種監視化学物質 (難分解性、生態毒性あり)	61 (10)	

(注) 指定物質数欄中のかっこ内は、前回環境保健部会以降に指定された物質数を示す。

なお、紫外線吸収剤として多種多様なプラスチック製品に含まれる「2-2H-1, 2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール」(官報公示整理番号:5-3580, 5-3604, CAS No.3846-71-7)を、第一種監視化学物質から第一種特定化学物質に指定替えすることとなっている(10月31日公布、11月10日施行)。一方、第二種特定化学物質については、平成2年以降新たな指定はない。

4. 運用通知の改正

顔料等の合成過程で副生した第一種特定化学物質ヘキサクロロベンゼン(官報公示番号3-76, CAS No. 118-74-1)が、それによって着色された様々な製品に含まれて広く流通していた事例等を受け、副生成物として他の化学物質に微量含有される第一種特定化学物質の取扱いを明確化するため、3省局長通知「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(運用通知)を改正した(本年10月15日公布・施行)。

(参考:運用通知に追加した内容)

第一種特定化学物質に該当する化学物質が他の化学物質に副生成物として微量含まれる場合であって、当該副生成物による環境の汚染を通じた人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがなく、その含有割合が工業技術的・経済的に可能なレベルまで低減していると認められるときは、当該副生成物は第一種特定化学物質としては取り扱わないものとする。

5. 国際的な取組

(1) 化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム

海外の化学物質管理に関する最新動向について関係各主体の理解を深めるとともに、今後の我が国の化学物質管理の在り方について考える機会を提供することを目的に、平成19年3月に国際シンポジウムを計2回開催した。

第1回 「欧州REACHと我が国の対応」

欧州の新たな化学物質規制であるREACH(平成19年6月より順次発効)に対するわが国の対応における課題等をテーマとして実施。川上(化学物資・調剤製造)、川中(部品製造)及び川下(最終製品製造)の製造事業者並びに流通事業者を対象として行ったアンケート調査の結果を報告。

第2回 「諸外国における化学物質管理の最新動向」

日中韓、カナダ、EU、米国の化学物質管理政策の最新動向をテーマとして実施。なお、これに合わせ、日中韓の化学物質管理に関する国際ワークショップ及び日中韓政府事務レベル会合を開催。

(2) 化学物質国際対応ネットワーク

欧州REACHなど、我が国の経済活動にも影響を及ぼす海外の化学物質対策の動きへの対応を強化するため、化学産業や化学物質のユーザー企業、関係省庁等が幹事となり『化学物質国際対応ネットワーク』を発足した。ウェブページによる情報共有、メールマガジンの発行、セミナーの企画・開催などにより、以下の活動を行う。

我が国に影響を及ぼす海外(例:欧州、東アジア)の化学物質対策についての情報の収集と国内の関係者への発信

上記の化学物質に対する国内の関係者(川上・川中・川下企業及びその団体、行政機関)の取組についての情報の収集と国内の関係者への発信

化学物質対策について、海外(特に東アジア)の行政機関や産業界等との交流・対話

海外の関係者に対する我が国の関連取組事例の紹介など

小児環境保健に関する取組みについて

世界の動向

1997年(H9)
子供の環境保健に関する8カ国環境大臣会合
「マイアミ宣言」

子供の環境保健は最優先事項。大臣の権限において、環境研究、リスク評価、基準の設定等を実施

2002年(H14)
持続可能な開発に関する世界サミット(WSSD)

2006年(H18)
国際化学物質管理戦略(SAICM)

子供、胎児を彼らの将来の生命を損なう化学物質のばく露から守る

WSSD 2020年目標:
化学物質の生産・消費に伴う人の健康と環境への影響を最小化

海外の動向

米国・・・小児の脆弱性を考慮した安全基準設定
大統領令「環境保健リスクと安全リスクに対する小児の保護」署名

欧州・・・健康影響や健康ハザードから子どもを守るため必要な研究や施策の優先事項を明確化

韓国・・・遊び場やおもちゃに鉛やカドミウム等の使用禁止等

我が国における取組み

2003年(H15)～
小児等の環境保健に関する国際シンポジウム

2006年(H18)
小児の環境保健に関する懇談会の提言
第三次環境基本計画

化学物質の環境リスクの低減
(2025年を目標)

2007年(H19)
21世紀環境立国戦略

小児の脆弱性への考慮も含め、安全性情報の収集、把握及びモニタリングの強化

今後の課題

小児の発育に影響を与える
環境要因の解明

小児の脆弱性を考慮した
リスク評価、管理体制の構築
(例:基準の作成に反映)

環境省におけるこれまでの取組み (小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査)

小児の環境保健に関する懇談会 (H17年12月～H18年6月)

小児環境保健に関する現状と課題について議論を重ね、今後、我が国が取るべき対応策について取りまとめた。

< 委員 >

佐藤 洋	東北大学大学院医学系研究科教授	
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授	
加我 牧子	国立精神・神経センター精神保健研究所知的障害部長	
北川 道弘	国立成育医療センター周産期診療部長	
首藤 敏元	埼玉大学教育学部助教授	
白石 寛明	国立環境研究所環境リスク研究センター長	(座長:)

事業概要

提言

研究基盤の整備

研究拠点群の形成、人材養成、科学的知見の収集及び国際的研究動向の把握

以下の重点プロジェクト研究を実施

小児の環境有害物に対するばく露評価手法の開発

小児の感受性要因に着目した健康影響評価手法の開発

小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査

小児のばく露評価、バイオマーカー開発及び試料バンキング確立

小児環境保健に関連する福祉施策の研究(人文科学研究)

小児の親、学校・保育関係者等に対するリスクコミュニケーション

調査研究事業として実施

平成19年度より、
最優先事項として
実施

施策の効果

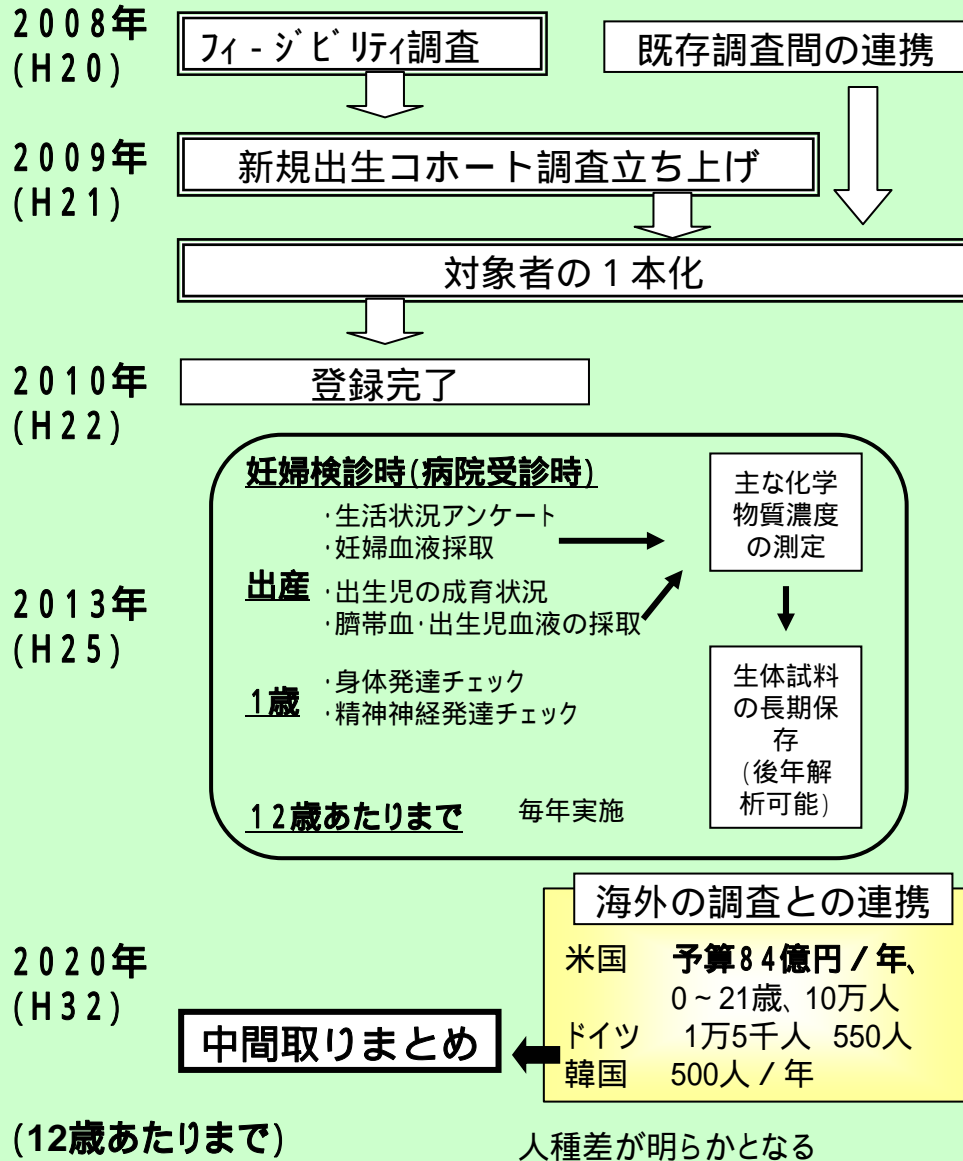
小児特有のばく露や脆弱性に着目した化学物質等の環境リスク評価の推進

適切な環境リスク評価に基づく環境リスク管理の実施

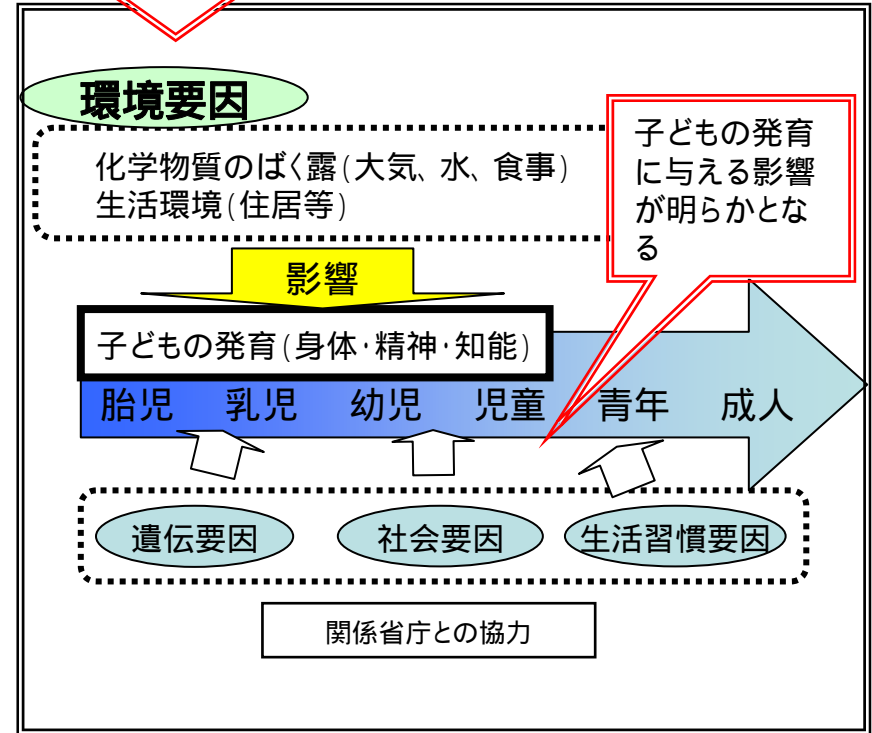
次世代育成に係る健やかな環境の実現

小児環境保健に関する疫学調査の概要

出生コホート(追跡)調査のスケジュール



この出生コホート(追跡)調査で明らかになること



< 解明が期待される事項(例) >
 母体内、臍帯内の化学物質濃度
 発育に影響を及ぼす化学物質、生活環境要因の同定(POPS等)

小児環境保健疫学調査に関する検討会の設置について

環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課
環境リスク評価室

1. 目的

近年、子供に対する環境リスクが増大しているのではないかと懸念があり、環境中の有害物に対する小児の脆弱性について大きな関心が払われている。

平成18年8月、「小児の環境保健に関する懇談会」において小児環境保健分野において取るべき方策案が取りまとめられ、環境要因（化学物質のばく露、生活環境等）が子どもの発育に与える影響を明らかにするために「小児を取り巻く環境と健康との関連性に関する疫学調査」の推進が提言されたところである。

国内外の疫学調査を把握し、国内における既存の疫学調査間の連携と新規疫学調査の立ち上げについて検討するため、「小児環境保健疫学調査に関する検討会」を設置する。

2. 委員構成： 別紙参照

3. 議論内容

小児環境保健に関する国内外の疫学調査の状況把握

小児環境保健に関する新規疫学調査について

その他

4. スケジュール：

平成19年10月～平成20年3月 5回程度開催

5. 事務局：

環境情報科学センター

(別紙)

小児環境保健疫学調査に関する検討会
委員名簿

(敬称略)

稲垣 真澄	国立精神・神経センター精神保健研究所知的障害部診断研究室長
内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科都市環境工学専攻環境衛生学講座教授
香山 不二雄	自治医科大学・地域医療学センター環境医学部門教授
川本 俊弘	産業医科大学医学部衛生学講座教授
岸 玲子	北海道大学大学院医学研究科予防医学講座公衆衛生学分野教授
北川 道弘	国立成育医療センター周産期診療部長
佐藤 洋	東北大学大学院医学系研究科環境保健医学分野教授
白石 寛明	国立環境研究所環境リスク研究センター長
仲井 邦彦	東北大学大学院医学系研究科環境保健医学分野准教授
新田 裕史	国立環境研究所環境健康研究領域環境疫学研究室長
林 謙治	国立保健医療科学院次長
水上 尚典	北海道大学大学院医学研究科産科生殖医学分野教授
森 千里	千葉大学大学院医学研究院教授
米元 純三	国立環境研究所環境リスク研究センター副センター長

水俣病対策をめぐる現状について

平成16年の最高裁判決後の公健法認定申請者の急増

- 公健法認定申請の未処分件数（関西訴訟最高裁判決～9/30現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,558名	2,029名	29名	5,616名

新たな損害賠償請求訴訟の提訴と原告の増加

- 17年10月以降、「水俣病不知火患者会」に所属する者のうち、1,379人（第9陣まで）が、国・熊本県・チッソを相手に、1人あたり850万円（関西訴訟の賠償の最高額800万円に弁護士費用50万円を加えたもの）を求め、損害賠償請求訴訟を提訴。

新保健手帳の更なる普及等

- 17年10月から申請受付を再開した新保健手帳の申請者数等については、以下のとおり。

(8/31現在)

	熊本県	鹿児島県	新潟県	合計
申請者数	11,582	2,493	173	14,248
審査終了件数 ¹	10,921(301)	2,367(99)	173(4)	13,461(405)
交付件数 ²	9,882(273)	2,154(90)	149(4)	12,185(370)

1 ()内は審査終了件数のうち、公健法認定申請中の者の数

2 ()内は保健手帳交付者のうち、公健法認定申請を取り下げた者の数

認定審査会の再開と検診医の確保

- 関係県市の認定審査会の審査の状況については、以下のとおり。
熊本県 19年3月に再開（2年7ヶ月ぶり）
鹿児島県 17年3月から審査が再開されていない状況
新潟県・市 19年3月に再開（5年半ぶり）
- 検診医については、国立水俣病総合研究センターからの支援を行うなどの取組を行っているところ。

申請者医療事業受給者の増加

- 申請者医療事業受給者数（関西訴訟最高裁判決～9/1現在）

熊本県	鹿児島県	新潟県・新潟市	合計
3,020名	1,651名	11名	4,682名

水俣病に係る新たな救済策について（中間取りまとめ）

平成 19 年 7 月 3 日
与党水俣病問題に関する
プロジェクトチーム

． 基本的考え方

公式確認から 50 年を過ぎた水俣病問題は我が国における公害問題の原点であり、深刻な健康被害をもたらしたばかりでなく、地域社会にも広範かつ重大な影響を及ぼした。このことを政治として重く受け止めなければならない。

このような水俣病に関する様々な紛争に対し、平成 7 年、多くの方々の多年にわたる労苦と苦渋の決断の末に、政治解決が図られた。これは、多年にわたり苦悩を強いられた多くの水俣病被害者の心情を踏まえ、また、水俣病の関係地域の再生・振興（もやい直し）を目指した「最終的かつ全面的」なものであり、その重みを尊重しなければならない。

しかるに、平成 16 年の関西訴訟最高裁判決を機に、様々な経緯を経て、今また新たに救済を求める人が増加している。また、このような状況で認定審査会の円滑な運営が困難となり、もはや放置できない状況にある。

平成 7 年当時、解決に向けて苦労され、苦渋の決断をされた数多くの関係者の方々にとって、今日の状況には非常に複雑な気持ちを抱かざるを得ないと思うが、これまでの経過に至らぬ点があれば率直に反省したい。

地域の人々が安心して暮らせるような社会を創っていくため、水俣病被害者の救済と紛争の解決を図ることは政治の責任である。いわゆる公健法に基づく認定基準は堅持しつつも、認定基準を満たさないものの救済を求める人たちを広く水俣病の被害者として受け止め、その救済を図っていかなければならない。

また、新潟においても救済を求める者に政治として向かい合っていくことについて何ら変わるものではない。

平成7年においては、司法において係争中の者・団体も含めた解決を目指した。今日、救済を求める人々の考えは種々あり、司法に救済を求める道が閉ざされているわけではないが、それでもなお、あらゆる関係者の理解を得て、早期の、かつ、最終的・全面的解決となる最後の政治救済案を取りまとめるとの考え方で取り組むものである。

． 実態調査の評価等

1．実態調査の評価

今回の救済策の検討にあたり、まず、その対象者に係る実態を把握することが必要であることから、環境省が関係県と協力して実態調査を行った。

具体的には、平成19年3月末時点の全ての認定申請者及び保健手帳所持者を対象としたアンケート調査と、その中から無作為に抽出した者を対象とし専門の医師らが診察等を行うサンプル調査を平成19年4月から実施している。

本調査結果を平成19年6月に中間的に取りまとめ報告を行ったが、その主な内容は次のとおりである。

- (1) アンケート調査の結果、自覚症状である「しびれ」を訴える者は認定申請者の96.9%、保健手帳所持者の93.3%であった。そのうち、11年以上前から自覚がある者は認定申請者で81.1%であるのに対し、保健手帳所持者では53.3%であった。
- (2) サンプル調査の結果、現在「四肢末梢優位の感覚障害がある」と判定された者は認定申請者の47.1%、保健手帳所持者の40.7%であった。但し、他の疾患や加齢による可能性等もあり、母集団ではこれより低くなると考えられ、直ちにこの値を当てはめることはできない。
- (3) サンプル調査の結果、かつて四肢末梢優位の感覚障害があると診断されたことがあると回答した者のうち、11年以上前に診断されたと回答した者は認定申請者の44.8%、保健手帳所持者の30.9%であった。

- (4) アンケート調査の結果、「しびれ」を訴える者に比して、感覚障害を示唆する自覚症状を訴える者の割合が低いこと、サンプル調査の結果、「感覚障害なし」等に該当する者が保健手帳所持者の41.9%である(認定申請者では19.3%)といった(1)に整合しない結果も示された。

2. 今回の調査結果の評価と考えられる課題

- (1) 四肢末梢優位の感覚障害が認められ、かつ11年前の平成7年以前から同様の症状があった可能性のある集団について

調査結果の集団的评价としては、平成7年の救済策対象者に準ずる者の存在を示唆している可能性がある。しかしながら、個々人について平成7年の救済策に準ずる者であると判断するには、現に四肢末梢優位の感覚障害を有することに加え、例えば平成7年当時に同様の症状があったことを客観的に示す証明(過去の公的及び民間診断書)、居住歴及び家族の状況等の疫学条件を満たす証明を求める必要があるのではないか。

- (2) 現に四肢末梢優位の感覚障害を有する集団について

調査結果の集団的评价としては、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者が相当数いる。しかしながら、現時点の症状のみで判断することは、平成7年の政治解決が「最終的かつ全面的」な解決であったにもかかわらず、これを蒸し返すことになる。この場合は現在の症状を基に広く救済の意義を再考する必要が生じ、救済内容は、もはや平成7年の救済の水準とは離れた何らかの対応を考えざるを得なくなるのではないか。

- (3) 何らかの感覚障害が認められる集団について

自己記入によるアンケート調査の結果、殆どの認定申請者及び保健手帳所持者は自覚症状である「しびれ」を訴えている。しかしながら、医師等の面接によるサンプル調査の結果は認定申請者の19.3%、保健手帳所持者でも41.9%が「感覚障害なし」等に該当するといった結果になっているなど、整合性を欠いていると言わざるを得ない。この点

についても再考する必要があるのではないか。

救済策の考え方と内容

1. 前記 . の調査結果から勘案すれば、平成 7 年の救済策対象者に準ずる者が救済策対象者と考えられる。

この場合、判断方法として、現に四肢末梢優位の感覚障害を有すると公的診断に加え、平成 7 年当時に類する症状があったことを客観的に示す証明（例えば、過去の公的及び民間診断書）並びに例えば、居住歴及び家族の状況等の疫学条件を満たす証明を求める必要がある。

これらの者は、平成 7 年の救済策対象者に準ずる者ではあるが、当時四肢末梢優位の感覚障害があったことを実証しているのではなく、間接的に類推される者という位置づけであることから、平成 7 年の水準から減額した額の一時金を給付することが考えられる。

2. 上記のとおり平成 7 年の救済策対象者に準ずる者を判定・判別すればするほど、現に四肢末梢優位の感覚障害を有すると公的診断された者の集団から平成 7 年の救済策対象者に準ずる者の大半が除かれていくこととなる。さりとて残された集団に、平成 7 年の救済策対象者に準ずる者が含まれる可能性が全く排除される訳ではない。

したがって、現に四肢末梢優位の感覚障害を有すると公的診断された者に、仮に一時金を給付するとしても、平成 7 年の救済策対象者に準ずる者が含まれる可能性が極めて薄いことを勘案し、少額のものとならざるを得ない。

3. 以上の 1. 及び 2. によることが、救済を求める者にできるだけ広く対応する途であると考えるので、これを基本に現実・公平な救済策を組み立てられるか具体的に詰めることとする。

保健手帳等

アンケート調査の結果、殆どの認定申請者及び保健手帳所持者は自覚症状である「しびれ」を訴えているが、感覚障害を示唆する自覚症状を訴える者の割合が低いこと、サンプル調査の結果、認定申請者や保健手帳所持者でも「感覚障害なし」に該当する者がいるといった整合性に欠けた結果が散見さ

れる。

このため、 のような一時金による救済が図られることを前提に、現在行っている申請者医療事業や保健手帳のあり方についても適切に見直していく必要がある。

． 今後の検討

1．今後の取り扱い

- (1) 今後、本「中間取りまとめ」に関し、
 - 関係者の意向の把握
 - 関係する予算要求の検討状況
 - 今後、引き続き実施する実態調査の内容と結果等を踏まえていく必要がある。
- (2) いずれにしても、8 月末を目処に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームを開催し、更に救済策の具体化を図る。
- (3) もとより、このような救済策を講じるためには、原因企業との共通理解が重要であり、汚染者負担の原則（ P P P ）を踏まえ、これまでの経緯や将来の展望を含め原因企業の考えを十分に聴いて進める必要がある。
- (4) また、関係自治体にも、立場の相違を踏まえつつ、適切に協力を求めていく必要がある。

2．島嶼部はじめ保健福祉重点地域の取組の検討

平成 7 年の政治解決に際しては、水俣病問題の中心地であった水俣でのもやい直しなどに配慮をしたところである。

今般の政治解決に際しても、地域の保健福祉の向上の見地から島嶼部等の重点的に保健福祉対策を実施すべき地域において、関係者の要望を踏まえて、適切な措置を検討する。

新たな救済策の具体化のために

1. 与党水俣病問題に関するプロジェクトチームでは、7月3日、水俣病に係る新たな救済策について、中間とりまとめを行った。本中間とりまとめに関し救済を求める関係者から寄せられた意見も踏まえ、新たな救済策については、以下の考え方で取り組む。
 - (1) 平成7年の政治解決の救済対象者に準ずる者を救済するという基本的な考え方は堅持する。
 - (2) その上で、「平成7年当時に四肢末梢優位の感覚障害があったと証明できる者」とそれ以外の者をランク付け・区分けすることには反対も多く、環境省の調査結果からも困難である。このため、平成7年の救済策対象者に準ずる者が含まれる可能性は極めて薄いことになるが、「現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者」を広く対象として一律に救済する。

その場合の一時金の額は、かなり減額したもとならざるを得ないが、手当については基本的に考慮しないで一時金の額に重点を置いて万円程度とする案があり得る。

さもなくば、それより減額した一時金 万円程度とし、手当の支給を検討する案があり得る。
 - (3) それでもなお「平成7年当時に四肢末梢優位の感覚障害があったこと」を客観的に証明ができる人については、特例的に平成7年の救済策に準じた対応をして欲しいとの声は残るので、証明を求めることを前提に、特枠を設ける可能性を追求する。

なお、この場合、金額については、平成7年の水準より減額されたものとなる。
 - (4) 島嶼部はじめ保健福祉重点地域の取組について、関係者の要望を踏まえて、引き続き検討する。
2. 与党水俣病問題に関するプロジェクトチームでは、以上の考え方に則り、汚染者負担の原則（PPP）を踏まえつつ、引き続き関係者の意見に耳を傾け、救済策の実現に向けて精力的に取り組む。

その際、最高裁判決において責任があるとされた国・熊本県は、総合対策医療事業の拡充等に取り組んできたところであるが、さらにPTが検討している救済策の実現に向けて一層の努力を求める。

3. 公害健康被害救済対策

東京大気汚染訴訟の和解について

東京都内に居住・勤務する気管支ぜん息等の患者及び遺族が、国、東京都、旧首都高速道路公団及びディーゼル車製造メーカーを被告とし、損害賠償と自動車排出ガスの排出差止めを求めて提訴。

原告 東京都23区内の気管支ぜん息等の患者：525名（うち一次訴訟93人） * 公害健康被害補償法の認定患者は約6割。

被告 国（環境省、国土交通省、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、警察庁） 東京都、旧首都高速道路公団
国内自動車メーカー7社（トヨタ、日産、三菱、日野、いすゞ、日産ディーゼル、マツダ）

請求の内容

環境基準値を超過する大気汚染物質の排出差止め請求

1次訴訟分で約22億円（提訴時）の損害賠償請求

訴訟経過（1次訴訟のみ）

平成 8年 5月31日 第1次提訴

平成14年10月29日 1次分について第一審判決言い渡し

原告のうち、交通量の多い道路（昼間12時間の自動車交通量4万台超）沿道50mの範囲内に居住する7名（国との関係では3名）に対し自動車排出ガスと健康被害の因果関係が認められ（うち1名は未認定患者）

道路管理者（国土交通省、東京都、旧首都高速道路公団）の責任（道路の設置管理の瑕疵）による損害賠償の一部（合計7920万円）が認められた。

平成14年11月 8日 国・公団控訴（都は控訴せず）

平成14年11月12日 原告控訴（都に対しても控訴）

平成18年 9月28日 控訴審弁論終結（結審）（1次分）

弁論終結時に、裁判所より、和解による解決の可否も含めた当事者の意見を聴取する機会を設ける旨表明。

平成18年11月26日 都から裁判所に対し救済案等の提案

平成19年 2月 2日 環境大臣及び国土交通大臣から、「解決点を探るべく、原告との話し合いを進めていきたい」旨を発言。

平成19年 5月30日 石原都知事と安倍総理の会談
安倍総理が、都の医療費助成制度に関し、公害健康被害予防基金から都へ、予防事業としての60億円の拠出を表明

平成19年 6月22日 東京高裁が和解の骨子を勧告
7月2日までに、関係者全員が和解勧告を受け入れることを回答。

平成19年 8月 8日 東京高裁及び東京地裁にて正式和解

【和解条項の主な内容】

医療費助成制度の創設

東京都は、都内に引き続き1年以上住所を有する気管支ぜん息患者で一定要件を満たす者を対象として、自己負担分相当額の医療費を助成する制度を創設する。国は公害健康被害予防基金から、予防事業の実施に充てるため、60億円を、東京都に対して拠出する。

環境対策の実施

連携して、以下の施策の検討ないし実施に努める。

- ・国土交通省、環境省及び首都高速道路株式会社の対策
道路管理者による道路環境対策、自動車排出ガス対策及びPM_{2.5}の健康影響評価の取りまとめとモニタリングの充実等
- ・東京都の対策
沿道の道路環境対策、踏切対策、自動車交通総量の削減対策等

解決金の支払い

メーカーは、連帯して、解決金総額12億円(1次訴訟と2次～6次訴訟合計)を支払う。

連絡会の設置

国土交通省、環境省、首都高速道路株式会社、東京都及び原告で構成する「東京地域の道路交通環境改善に関する連絡会」並びに東京都及び原告で構成する「東京都医療費助成制度に関する連絡会」を設置する。

(参考)

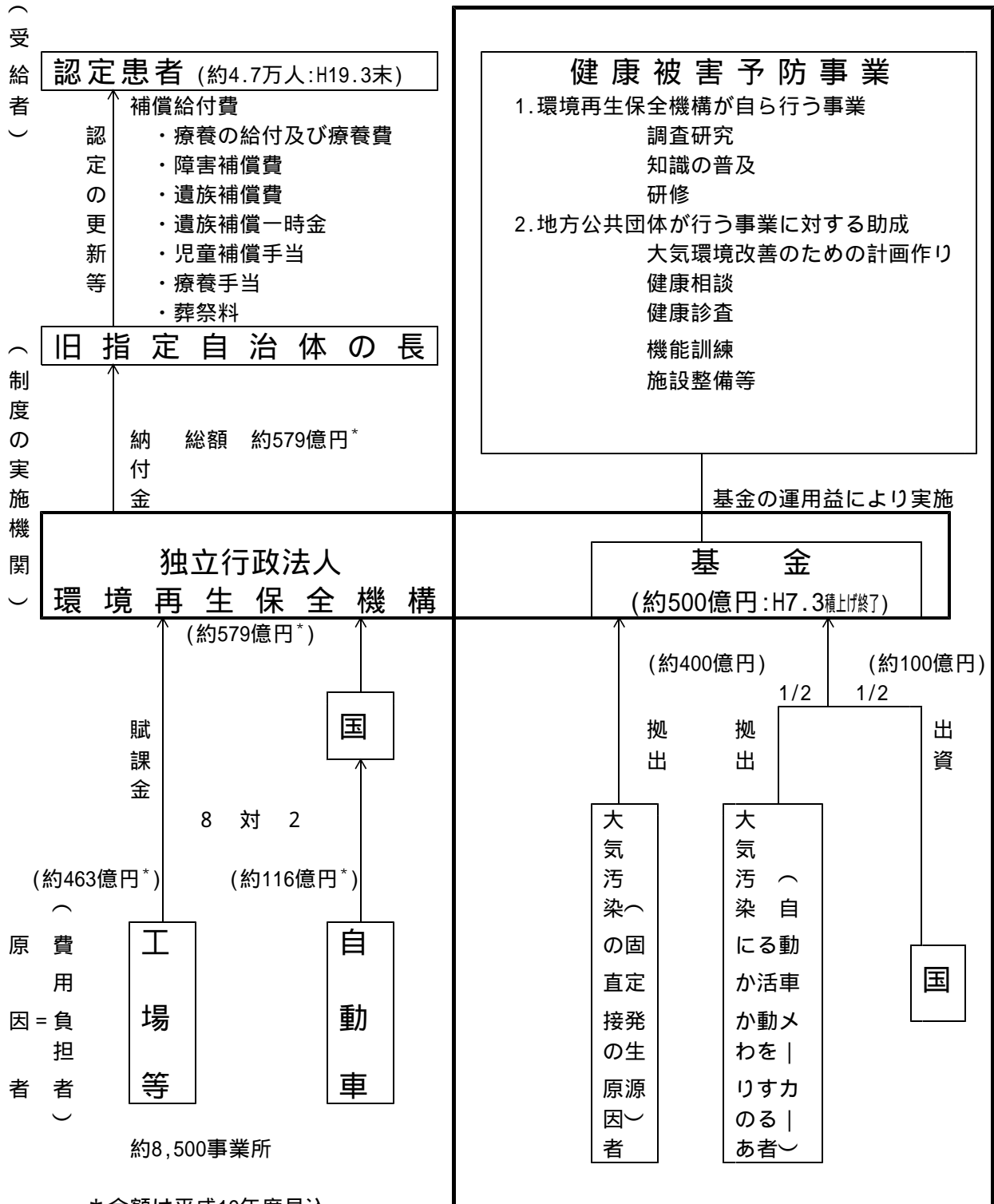
東京大気汚染訴訟の和解の成立について 若林環境大臣談話

平成19年8月8日

- 1．東京大気汚染訴訟の和解が、本日、東京高等裁判所及び東京地方裁判所において成立いたしました。
- 2．本訴訟は提訴から10年以上という長い時間が経過していますが、今般、当事者の合意の下に解決を迎えたことは、喜ばしいことと思います。今回の和解に至るまでの各関係者の御決断に、敬意を表します。
- 3．長年にわたり病気で苦しんでいる原告の皆さんのお気持ちを量り、この度の和解を機に、環境大臣として、東京地域における大気汚染の改善のため、関係省庁、地方公共団体と協力して、一層の大気汚染対策を推進するとともに、ぜん息予防対策の充実に取り組んでまいりたい決意であります。

公害健康被害補償予防制度（大気汚染系）の概要

〔制度の発足〕昭和49年9月「公害健康被害の補償等に関する法律」（昭和63年3月1日改正法施行）



* 金額は平成19年度見込

〔平成15年の法改正で、自動車重量税収の引当て措置を平成19年度まで延長〕

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）（抄）

第五章 公害健康被害予防事業

第六十八条 機構は、大気の汚染の影響による健康被害を予防するため、次の業務を行う。

- 一 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。
- 二 大気の汚染の影響による健康被害の予防に関する計画の作成、健康相談、健康診査、機能訓練又は施設若しくは機械器具の整備を行う地方公共団体（施設又は機械器具の整備を行う者に対して助成を行う地方公共団体を含む。）に対する助成金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

附 則

（拠出金の事業費への充当）

第十条 機構は、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号。以下「機構法」という。）第十四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、環境大臣の認可を受けて、同項に規定する大気汚染物質排出施設設置者等から拠出される拠出金の一部を第六十八条に規定する業務に要する費用に充てることができる。

- 2 環境大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）（抄）

（公害健康被害予防基金）

第十四条 機構は、第十条第一項第二号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に必要な経費の財源をその運用によって得るために公害健康被害予防基金を設け、附則第三条第十項の規定により政府から出資があったものとされた金額及び同条第十一項の規定により大気汚染物質排出施設設置者等（大気の汚染の原因となる物質を排出する施設を設置する事業者その他大気の汚染に関連のある事業活動を行う者をいう。以下同じ。）から拠出があったものとされた金額並びに第五条第二項後段の規定により公害健康被害予防基金に充てるべきものとして政府が示した金額及び公害健康被害予防基金に対し大気汚染物質排出施設設置者等から拠出された金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

- 2 （略）

(参考)「平成20年度環境省予算要求・要望主要新規事項等の概要」より

(新)自立支援型公害健康被害予防事業推進費 300百万円(0百万円)

環境保健部企画課

1. 事業の概要

(独)環境再生保全機構では公害健康被害予防基金(500億円)の運用益により、公害健康被害予防事業を実施している。ぜん息患者からはこれまでの健康相談の機会等に、予防事業の拡充に対する要望が多く寄せられている。

また、東京大気汚染訴訟の和解協議に際し、官房長官及び環境大臣は予防事業について「健康相談等のニーズを踏まえた拡充」を検討する旨を表明しており、総理も「治療についてご負担を軽減して、治療、対策を進めていくことについて、協力していきたい」と発言している。

以上を受け、これまでの予防事業に加え、各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援をするための自立支援型公害健康被害予防事業を実施する。地方自治体からの要望等を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

ぜん息患者用医療機器等の「ぜん息予防キット」の貸与、使用方法の指導

ぜん息の改善に資する水泳リハビリ等の健康増進運動の指導

患者の自宅に出向いた健康相談、生活環境指導

2. 事業計画

毎年度、環境再生保全機構に交付し、同機構が地方自治体からの要望等を聴取し、重要性の高い事業を実施する。

3. 施策の効果

ぜん息患者から健康相談の機会に特に要望の高いきめ細やかな事業を実施することにより、患者がぜん息を予防・健康回復し自立することを支援する。

4. 備考

補助金 300,000千円

(交付先) (独)環境再生保全機構

(補助額) 定額

自立支援型公害健康被害予防事業

これまでの予防事業

健康相談、健康診査
機能訓練、計画作成
医療機器助成
環境改善(植樹)

これまでは、地方公共
団体が開催する健康相談、
キャンプなどの機能訓練や
公的病院に対する医療機
器の助成などに限定されて
いた

ニーズを
踏まえた
予防事業
の拡充

総理発言

「治療、対策推
進への協力」

患者からの
予防事業拡
充の要望

官房長官及び環境大
臣発言

「健康相談等のニーズ
を踏まえた拡充」

自立支援型事業とは

各患者が日常生活の中でぜん息の増悪予防・健康回復を行うことを支援するための事業である。地方自治体からの要望を踏まえ、例えば以下のような事業を実施する。

「ぜん息予防キット」の貸与・指導等

「ネブライザー」の貸与、使用
方法の指導

「ピークフローメータ」、「ぜん息
日誌」の使用方法の指導、提供

日常生活において増悪防止、
健康回復に資する機器の貸与

健康増進運動の指導 (成人向け事業)

水泳リハビリ等健康増進運動の指導



患者の自宅に出向いた生活環境指導の実施

ぜん息で屋外に出るのが必ずしも容易でない患
者の自宅を訪問し、健康指導、生活環境指導を行う。



4. 石綿健康被害救済対策

石綿健康被害救済部

石綿健康被害救済法に基づく受付及び認定等の状況

1. 受付状況

(平成19年9月30日現在)

	中皮腫	肺がん	その他	計
療養者	1,523	641	81	2,245
施行前死亡者遺族	1,921	402	35	2,358
計	3,444	1,043	116	4,603

2. 認定等状況

(平成19年9月30日現在)

(1) 療養者

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	868	224		1,092
不認定	132	146	93	371
取下げ*1	167	103	30	300
判定保留*2	107	67		174
判定中(申出済)*3	86	23		109
計	1,360	563	123	2,046

*1 主な理由：労災保険等支給、医学的資料が整わない。

*2 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*3 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

(2) 施行前死亡者遺族

	中皮腫	肺がん	その他	計
認定	1,709	75		1,784
不認定	25	121	7	153
取下げ*4	139	77	3	219
判定保留*5	7	95		102
判定中(申出済)*6	2	19		21
計	1,882	387	10	2,279

*4 主な理由：労災保険等支給、優先請求順位者が別に存在、医学的資料が整わない。

*5 医学的判定において追加資料が必要とされたもの。

*6 医学的事項に係る判定の申出を行い判定中のもの。

医療費の支給に係る認定及び特別遺族弔慰金等の支給に係る認定状況(累計)
 (申請者及び請求者の住所をもとに、県別に集計したもの)

平成19年10月3日

都道府県別認定状況

(単位:人)

都道府県	医療費の支給に係る申請					特別遺族弔慰金等の請求					合計	備考
	中皮腫		肺がん		計	中皮腫		肺がん		計		
北海道	28		10		38	64		2		66	104	
青森県	7		1		8	11		0		11	19	
岩手県	1		0		1	9		0		9	10	
宮城県	14		7		21	18		1		19	40	
秋田県	2		0		2	19		0		19	21	
山形県	7		2		9	8		2		10	19	
福島県	7		0		7	17		2		19	26	
茨城県	20		2		22	25		0		25	47	
栃木県	3		2		5	13		1		14	19	
群馬県	11		3		14	27		1		28	42	
埼玉県	57		13		70	97		8		105	175	
千葉県	31		10		41	63		4		67	108	
東京都	95		19		114	161		1		162	276	
神奈川県	55		13		68	107		8		115	183	
新潟県	16		2		18	31		1		32	50	
富山県	14		0		14	23		4		27	41	
石川県	6		0		6	12		0		12	18	
福井県	1		2		3	6		0		6	9	
山梨県	2		0		2	7		1		8	10	
長野県	6		3		9	10		0		10	19	
岐阜県	13		4		17	14		0		14	31	
静岡県	22		6		28	41		1		42	70	
愛知県	36		3		39	66		2		68	107	
三重県	6		1		7	14		0		14	21	
滋賀県	11		4		15	13		1		14	29	
京都府	15		1		16	35		0		35	51	
大阪府	93		33		126	217		12		229	355	
兵庫県	120		25		145	231		7		238	383	
奈良県	16		7		23	37		1		38	61	
和歌山県	4		4		8	12		0		12	20	
鳥取県	4		0		4	5		2		7	11	
島根県	1		1		2	2		0		2	4	
岡山県	17		4		21	31		1		32	53	
広島県	20		11		31	46		3		49	80	
山口県	12		5		17	24		2		26	43	
徳島県	4		1		5	5		0		5	10	
香川県	8		5		13	16		0		16	29	
愛媛県	7		1		8	11		1		12	20	
高知県	3		0		3	15		0		15	18	
福岡県	43		12		55	60		4		64	119	
佐賀県	6		1		7	17		0		17	24	
長崎県	10		4		14	17		1		18	32	
熊本県	6		4		10	10		0		10	20	
大分県	8		0		8	11		1		12	20	
宮崎県	3		1		4	11		1		12	16	
鹿児島県	11		0		11	14		0		14	25	
沖縄県	3		0		3	5		1		6	9	
海外在住者	0		0		0	1		0		1	1	
計	885		227		1,112	1,709		77		1,786	2,898	

石綿の健康影響に関する各種調査について

平成 19 年 10 月 17 日
石綿健康被害対策室

1 調査の目的

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する附帯決議における以下の指摘等を踏まえ、制度の見直しに当たっての検討材料等とするため、各種調査を実施。

(附帯決議)

- ・中皮腫及び肺がん以外の疾病についても被害の実態把握に努め、必要に応じて対象に加えること
- ・石綿による健康被害の実態について十分調査・把握し、本制度の施行に反映させること
- ・最新の医学的知見、海外の状況その他の情報の収集と因果関係の解明に努め、その結果を踏まえて、必要があれば、施行後5年を待たずとも本制度について適宜適切に所要の見直しを行うこと

2 平成 18 年度調査の概要

平成 19 年 5 月 28 日の「石綿の健康影響に関する検討会」において取りまとめ、6 月 5 日に公表。

座長：内山巖雄 京都大学工学研究科教授

(1)石綿の健康影響実態調査(大阪府・佐賀県)

1)調査事項

中皮腫死亡者を対象に、下記調査を実施し、職歴・居住歴や石綿取扱い施設の地理的分布を整理。

遺族に対する聞き取り調査

医療機関のカルテ調査

2)結果概要

以下の3点を確認。

- ・労働現場と関連するばく露(職域、家庭内、事業場への立ち入り等)や、労働現場と関連しないばく露など、様々なばく露経路が確認され、複数の経路によるばく露が疑われる者もいたこと
- ・労働現場と関連してばく露したと考えられる者が大阪府、佐賀県とも8割以上を占めること
- ・上記の傾向は、平成 17 年度に実施した兵庫県の調査と同様の傾向であったこと
労働現場との関係が特定できなかった者(一般環境を経由した石綿ばく露の可能性がある者)が特に集中した地域は見い出せず、一般環境を経由した石綿ばく露による中皮腫死亡者と石綿取扱い施設との地理的傾向は確認できなかった。

(2)石綿の健康リスク調査(大阪府泉南地域・尼崎市・鳥栖市)

1)調査事項

一般環境を経由した石綿ばく露による健康被害の可能性があった3地域において、問診、胸部X線、胸部CT検査を実施(対象者は、石綿ばく露の可能性があったと申し出て調査への参加を希望された方)。石綿ばく露の地域的広がりや石綿関連疾患の発症リスクに関する実態を把握。

2) 結果概要

いずれの地域においても労働現場と関連しているばく露歴が確認できない者が一定以上いた。

労働現場と関連しているばく露歴が確認できない者のうち、石綿ばく露特有の所見である胸膜プラークについては、大阪府泉南地域や尼崎市に比較的多く見られることが確認された。

労働現場と関連しているばく露歴が確認できない者のうち、肺線維化所見である胸膜下曲線様陰影や肺野間質影が確認された者は6人(各地域に2人ずつ)いたため、今後より詳細な調査を行い、データを集積する。

(3) 石綿ばく露の疫学的解析調査(尼崎市)

1) 調査事項

平成17年度の石綿の健康影響実態調査の結果、尼崎においてはばく露経路が特定できない中皮腫死亡者が相対的に多いという特徴が見られた。そこで、同市における中皮腫発症リスク(中皮腫の実死亡数と期待死亡数との比である標準化死亡比(SMR))を地域別に求めるなどの疫学的調査を実施。

標準化死亡比(SMR): 疫学の指標の1つ。基準集団(全国)の各年齢の死亡率を用いて観察集団(当該地域)の期待死亡数を求め、実死亡数を期待死亡数で除したものの、全国の倍と表現される。

2) 結果概要

以下の2点が明らかになった。

尼崎市においては男性、女性ともSMR値が高いという特殊性があること(男:3.3~12.1、女:10.4~14.5)

小田地区の女性のSMR値が顕著に高いこと

(男:6.9~21.1、女:30.0~68.6)

ただし、

SMR算出におけるデータ数が限られており(平成14~16年の42人)、精緻な分析は困難であること

算定に用いた全国及び尼崎市の中皮腫死亡者数には労働現場と関連しているばく露が含まれており、また、地域特性から、労働現場と関連しているばく露があった者も相当数いたこと

一般環境経由による石綿ばく露による発症リスクを明らかにするような設計になっていないこと

に留意が必要。

< 追加的検討 >

平成19年8月27日の「石綿の健康影響に関する検討会」において追加的な検討を行い、尼崎市における中皮腫死亡者数から労働現場と関連している者を除いてSMR値を算定した。その結果、市全域、特に小田地区等において昭和30年~49年以内に居住していた者について、有意に大きなデータが得られたことから、「労働現場との関連以外のばく露(その他のばく露)による発症リスクが高くなっている可能性を示している」と最終的に結論づけた。

3 平成19年度調査

(1) 石綿の健康リスク調査

平成19年度は、大阪府泉南地域、尼崎市、鳥栖市に加え、奈良県、横浜市鶴見区、岐

阜県羽島市の計6地域で調査を継続。データの集積に努める。

(2) 被認定者のばく露状況調査

石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、指定疾病にかかった旨の認定を受けた者等の職歴や居住歴を把握し、全国的な石綿ばく露の実態把握に努める。

なお、石綿の健康影響実態調査及び石綿ばく露の疫学的解析調査については、一定の成果が得られたことから、終了。

石綿の健康影響に関する検討会名簿(五十音順、敬称略)

浅野 悟郎	尼崎市健康福祉局保健部長
井貝 康治	羽島市福祉部長兼社会福祉事務所長
(座長)内山 巖雄	京都大学大学院工学研究科教授
神山 宣彦	東洋大学経済学部教授
島 正之	兵庫医科大学教授
祖父江 友孝	国立がんセンター がん対策情報センター がん情報・統計部長
高岡 幹夫	横浜市健康福祉局保健医療部医務担当部長
中野 孝司	兵庫医科大学教授
畑中 伊知雄	奈良県福祉部健康安全局健康増進課長
平野 靖史郎	独立行政法人国立環境研究所 環境リスク研究センター 環境ナノ生体影響研究室長
古川 次男	佐賀県佐賀中部保健福祉事務所保健監
松下 彰宏	大阪府健康福祉部地域保健福祉室 副理事兼健康づくり感染症課長
三浦 溥太郎	横須賀市立うわまち病院副院長